

平成 29 年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況（「講じた措置」）

（個表）

個表（1 / 2）

防災対策部	2
戦略企画部	4
総務部	8
健康福祉部	19
環境生活部	40
地域連携部	48
農林水産部	60

個表（2 / 2）

雇用経済部	76
県土整備部	87
出納局	103
企業庁	105
病院事業庁	110
議会事務局	114
教育委員会事務局	116
労働委員会事務局	140
警察本部	141

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (防災情報の提供による自助・共助の促進)</p> <p>(1) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成28年度の目標値19.5%に対し、16.4%と、目標を達成できなかった。また、平成28年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、「防災みえ.jp」を知らないと回答した人の割合は45.7%、メール配信サービスを知らないと回答した人の割合は61.7%であり、防災情報プラットフォームを利用して発信している防災情報が、効果的に県民に伝達されているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、「防災みえ.jp」に掲載する情報内容の充実を図るとともに、周知・啓発を行うことでメール配信サービス等の利用者の増加に努め、県民自らが生命や財産を守るために必要な情報を提供することで自助・共助の促進につなげられたい。 (防災対策総務課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成29年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成29年12月に、「防災みえ.jp」のホームページ及びメール等配信サービスのPR用チラシを2万枚作成し、NTTドコモ、au、ソフトバンク及びワイモバイルの県内の販売店約150箇所にて配布していただきました。</p> <p>また、防災関連のイベントや会議等においてもチラシの配布を行うとともに、地域防災総合事務所、地域活性化局及び市町の防災担当にもチラシの配布とPRを依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>例年、冬季はメール等配信サービスの登録者数が減少傾向にありますが、今年度は登録者数が微増となっており、PR用チラシの配布の効果があったものと思われまます。</p>
<p><u>平成30年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、「防災みえ.jp」のホームページ及びメール等配信サービスのPRを行い、利用者の増加を図っていきます。</p> <p>また、「防災みえ.jp」のホームページについて、スマートフォン用ホームページや国管理河川の情報を提供するなどの機能向上を図るとともに、Twitterに加えてLINEにより台風に備えた呼びかけを行う等、県民によりわかりやすい情報提供を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>① 事務処理誤りにより入札を中止した案件が2件あった。 (災害対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 入札事務の執行に際し、複数の職員により仕様書等の内容確認を行うなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進)

(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年10月策定、28年3月改訂)の平成28年度の取組結果については、自然減対策で進展度をB(ある程度進展した)とした一方で、社会減対策は進展度C(あまり進まなかった)とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成28年度目標値(2,440人)を実績値(3,597人)が大きく超過し、26年度現状値(3,000人)をも上回ったことによる。

こうした人口の社会減には、「住民基本台帳人口移動報告」等の分析から、若者の進学・就職時の転出超過が大きく影響していることや、県内地域別に異なる実態があることが明らかになっている。

引き続き、目標の達成に向けて、各部局と連携を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の魅力向上、U・Iターン就職にもつなげる地域の特性を生かした仕事の創出等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。(企画課)

講じた措置

平成29年度

1 実施した取組内容

(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本目標に係る数値目標や基本的な取組方向に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度により、取組の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、中長期的な視野で改善を図っていくこととしています。

(2) 平成29年6月に人口移動要因分析を実施したところ、転出者数はほぼ一定の水準で推移しているものの転入者数が減少傾向にあること、また働き盛りの世代であり子育て世代でもある親とその子どもたちの世代の転入減少が大きく影響していること、さらに近年、南部地域では一定の幅で転出超過数が推移している一方で北中部地域は増加傾向にあることなどが明らかとなりました。この分析結果から、本県の社会増減に特に大きな影響を与えている要因は「若者の都市部への進学・就職」と「企業における転勤等」に伴う転出入だと考えており、転出超過を減少させるためには、学ぶ場・働く場の確保や魅力の向上が大変重要です。

(3) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を確実に推進するため、平成29年6月に三重県地方創生会議及び同検証部会を開催し、外部有識者の委員から専門的な見地からご意見をいただいたほか、県議会で調査いただきました。これらのご意見・調査結果や人口移動要因分析結果等を踏まえ、平成28年度の取組の評価と検証を行い、7月に「平成29年度 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、公表しました。

(4) 社会減対策を加速するためには部局間の連携を強化し、取組の相乗効果を上げる必要があることから、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部幹事会」の場を通じて、各部局に対し総合戦略の基本目標の達成に向けた働きかけを行ったほか、検証結果や取組の進捗状況を踏まえ、平成30年度の重点取組や三重県経営方針の策定、総合戦略の改訂を通じて、各部局と連携し、より効果的な取組の検討を進めました。

2 取組の成果

(1) 三重県地方創生会議や同検証部会における検証、また議会での調査等でいただいたご意見をもとに「平成29年度三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成、公表したことを通じ、本県の人口減少対策にかかる取組の進展状況を把握し、一層の人口減少対策を推進するため平成30年度の重点取組や当初予算編成に反映しました。また、平成30年1月に公表された平成29年の人口移動報告の結果を受け、引き続き、施策を総動員して取組を進めるため、平成30年度の取組を総合戦略に盛り込み、改訂を行いました。

(2) 自然減対策の目標である合計特殊出生率については、平成28年は1.51となっており、2年連続で1.5台を維持し、平成16年の1.34を底に回復傾向にあります。目標とする1.8台とは乖離があります。また、社会減対策の目標である転出超過数については、平成29年は4,063人となっており、最も多かった平成27年より155人減少しているものの、前年より増加し多くの転出超過が続いています。

平成30年度以降(取組予定等)

改訂版にもとづいて、引き続き施策を総動員して取り組む中で、これまでの取組の成果と課題の検証等を踏まえ、より効果的な対策となるよう一層の創意工夫に努めるとともに、各部局と連携し、県民の皆さんをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、取組を加速させます。

とりわけ、近年の人口移動の状況から、若者の就職・進学や子育て世代を中心とした働く世代の転勤等に伴う転出超過に歯止めをかけることが重要であり、若者の県内定着やしごとの創出、働く場の魅力向上などの取組について、これまで以上に注力し、県庁内においては「若者の県内定着に関する検討会議(仮称)」を立ち上げて検討を進めます。

また、生産年齢人口の減少が続く中で、景気の回復等とあいまって深刻な人手不足が続いており、喫緊の課題として、働き方改革や産業人材の育成、多様な人々の活躍推進、高等教育機関の魅力向上など、地域社会や県内産業を支える人材の育成・確保にしっかりと取り組みます。

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向けて、中長期的視野で総合戦略の推進を図り、自然減対策及び社会減対策の的確な進行管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動の推進) (2) 本県では、「協創」の三重づくりが着実に進められるよう、平成 27 年 3 月に「三重県広聴広報アクションプラン」を策定し、県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動を推進してきたところである。 しかしながら、「得たいと思う県政情報が得られている県民の割合」は、e-モニターの調査、県民意識調査のいずれにおいても平成 28 年度目標値を達成できなかった。 このような状況の中、アクションプランにおける主な成果と課題や、第 6 回県民意識調査の結果から明らかとなった課題を踏まえ、平成 29 年 6 月に新たに「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」を策定している。改訂アクションプランでは、それぞれのターゲットに応じたメディアを活用し、効果的な情報提供に取り組むこととしている。 今後は、改訂アクションプランに基づき、各部局との連携を強化して、より一層、県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動に努められたい。 (広聴広報課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 広聴広報課では、県政情報を県民の皆さんに確実に届けるとともに、県政に対する意見や要望に真摯に対応できるよう、平成 29 年度から 31 年度を計画期間とする「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」を策定し、「戦略的なプロモーションの推進」「メディアの強化・活用」「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の 3 つの戦略を基に広聴広報活動を進めています。 戦略的なプロモーションについては、三重県の取組や魅力をウェブサイトや SNS などで総合的にプロモーションするため、プロモーションサイト「つづきは三重で」で 45 本の記事を掲載するとともに、首都圏での広報活動を展開するため、「首都圏広報支援事業」で取材誘致や 15 本のニュースリリース配信を行うことで、さらなる三重県ファンの獲得をめざしました。 (2) 第 6 回みえ県民意識調査「三重県が提供している情報の入手手段」の質問で、18 歳から 30 歳代では「特に情報は得ていない」と回答した割合が高かったことから、原因を調査するため県内の大学生等から聞き取り調査を実施するとともに、高等教育機関と連携した取組の検討をはじめました。さらに、同調査及び e-モニターの結果において、データ放送を県政情報の入手先と回答する方の割合が低かったことから、データ放送による県政情報発信のあり方について検討を始めました。 (3) 各部局との連携については、広聴広報担当者による「広聴広報会議」を 5 回、各部局主管課長等による「広聴広報戦略会議」を 3 回開催し、部局間の情報の共有を図るとともに、全庁が一体となった戦略的・計画的な広報活動に努めました。 これらの取組を進めることで、「みえ県民力ビジョン 第二次行動計画」のめざす姿である、県民の県に対する理解や共感、信頼が深まり、県政への積極的な参画や提案がなされるよう、広聴広報活動の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>三重県の認知度向上・イメージアップに向けた取組であるプロモーションサイト「つづきは三重で」や SNS での情報発信により、三重県ファンとなる各種 SNS のフォロワー数は順調に推移するとともに、「首都圏広報支援事業」での取材誘致により、「王様のブランチ」「サタデープラス」「食彩の王国」などテレビ番組 5 件の放映、「ディスカバー・ジャパン」「クロワッサン」など雑誌 5 件の掲載につながりました。 高等教育機関との連携では、県政だよりを、一部の大学で学生に配布いただくとともに、その他多くの高等教育機関で設置されるなどの成果につながりました。 各部局との連携については、各部局の事業毎に作成された広報計画書を基に、それぞれのターゲットに応じた最適なメディアを活用し、計画的な情報発信を行うことができました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>各種メディアを活用した県の広報について、それぞれのメディアの特性を生かした効果的な情報発信に取り組むとともに、県政情報が県民に的確に伝わるよう、改善に向けた検討を進めます。特に、現在三重県データ放送で配信している「県からのお知らせ」、「イベント」、「県の相談窓口」情報については、平成 30 年度の上半期を目標に今後の方針を定め、効果的な発信に取り組みます。 また、引き続き、庁内会議及び広報計画書を活用し、各部局と連携した広聴広報活動を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況)</p> <p>(3) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 【「平成 28 年刊三重県勢要覧」、「三重県のあらまし」】</p> <p>・「三重県勢要覧」の概要版が「三重県のあらまし」であるが、県ホームページにおいてもこれらの電子データの提供を行っていることから、これら 2 冊それぞれの必要性及び活用方法等について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(統計課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 刊行についての検討</p> <p>刊行の目的、配布先等について、あらためて検討し、以下のとおり整理しました。</p> <p>① 「三重県勢要覧」は、人口・経済・社会・文化などの統計資料から、県勢の現況と推移を収録しています。幅広い分野の基礎的な統計データを収録した「統計書」から項目を絞り込み、視覚に訴えるグラフや簡単な解説も掲載するとともに、主要な指標については、全国順位等も掲載し、わかりやすく手軽に利用できる行政、学術・研究資料として、県内市町等行政機関、図書館、大学・シンクタンク等研究機関に送付します。</p> <p>② 「三重県のあらまし」は、「県勢要覧」の概要版として、その内容を再編集し、普及・啓発用として、県内小、中、高等学校、高専、短大、大学等に送付するとともに、県庁総合案内及び県各庁舎に配架しています。より手軽に入手、利用できるものとし、利用者に統計を身近に感じてもらうことで、統計調査への理解や協力を図っていきます。</p> <p>(2) 刊行物および電子データによる統計情報の提供についての検討</p> <p>刊行物および電子データによる統計情報の提供について、あらためて検討し、以下のとおり整理しました。</p> <p>① 統計情報の提供にあたっては、刊行物は一覧性に優れているのに対して、電子データは利便性が高い等の違いがあることから、それぞれの特性を活かして利用者の立場に立った提供を行ってきたところです。刊行物については、一覧性によって必要とする統計情報であるかどうかを容易に確認していただくことや、協力いただいた統計の成果を知っていただき、統計の必要性を認識してもらうものとして、電子データについては、目的を持って個別の統計情報を入手し、分析等に活用するというような能動的な利用に対応するものと考えています。</p> <p>② これらのことから、引き続き、「三重県勢要覧」、「三重県のあらまし」については、各種の統計情報をとりまとめ、三重県の実態を明らかにし、統計調査の大切さや協力の必要性を理解いただくために、刊行物を主体としつつ、電子データでも提供することが適切であると考えます。</p> <p>(3) 刊行物の活用状況調査</p> <p>従前から、刊行にあたっては送付先、送付部数、印刷部数の見直しをその都度行ってきたところですが、今年度から「三重県のあらまし」について県庁総合案内及び県各庁舎等における配架後の活用状況等実態を把握するなど、活用状況を確認しました。</p> <p>6 月末から順次、県庁総合案内、県各庁舎、県総合教育センター、東京及び関西事務所に、配架を依頼したところ、1,500 部に対して 844 部を利用いただいている状況です。(3 月末現在)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「三重県のあらまし」については、「三重県勢要覧」との重複した送付を見直すとともに、県庁総合案内、県各庁舎における配架後の活用状況等実態の把握により、次回の発行(平成 30 年 6 月予定)において、発行部数を見直しました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>今後も、統計情報の提供にあたっては、利用状況に配慮し、適切に提供(刊行物、電子データ)するよう見直しを行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>①【地域経済分析システム普及促進業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (企画課)</p> <p>②【戦略広報支援業務委託】 ・契約保証金の免除に係る根拠資料が決裁に添付されていなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約に定めがないにも関わらず、月毎に部分払を行っていた。 (広聴広報課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 根拠資料の添付漏れ・契約書類の記載漏れの防止のため、執行何から契約締結・支払いまでの一連の流れを示したチェックリストを作成しました。事務手続きの間は、このチェックリストを起案に添付することで都度確認を行い、添付漏れや記載漏れの防止に努めました。また起案には支払方法を記載することにしました。</p> <p>(2) 部分払いについては会計規則等についての認識不足が原因であり、契約担当者及び審査担当者はあらためて出納局部担当者に会計規則等に関する再確認を行いました。 (企画課、広聴広報課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、職員が、規則等に対する理解を深め、チェックリストを活用して適切な手続きを行っていくよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 28 年度の懲戒処分については、前年度の 6 人から 4 人減少し 2 人の知事部局職員が、盗撮行為及び自動車運転過失致死死傷により処分されている。 これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(人事課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組みました。 また、依然として県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生していることから、コンプライアンスの日常化やチェック機能の更なる充実に取り組みました。</p> <p>(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組</p> <p>(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施 (年 3 回)</p> <p>(3) 研修の実施 階層別研修や定期法務研修を実施しました。</p> <p>(4) リーガル・サポート 法律相談、法務研修 (再掲)、メールマガジンの発行などの取組を継続し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。</p> <p>(5) コンプライアンスの日常化やチェック機能の更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月～12 月に各所属で実施したコンプライアンス・ミーティングでは、全庁的に「不適切な事務処理」及び「公務外の不祥事」をテーマとして、各所属の業務に即した話し合いを行い、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の徹底を図りました。 ・ 管理職員勤務評定での面接の場等を活用し、所属長に「チェック機能向上」の取組状況の確認を行い、管理職の意識の徹底を図りました。 ・ 懲戒処分の指針に「故意又は重大な過失による不適切な事務処理」を標準例に追記することにより、処分基準の明確化を図りました。 ・ 各所属で不適切な事務処理防止の協議・検討等を行う際の参考とするため、「不適切な事務処理防止ハンドブック」を作成しました。 <p>(6) その他実施した施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の自己検証のためのコンプライアンスハンドブックを更新しました。 ② 三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送を行いました。 ③ 不祥事の発生防止を徹底するため、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を发出了しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の綱紀粛正について (依命通知) 平成 29 年 5 月 30 日 ・ 職員の綱紀粛正について (依命通知) 平成 29 年 10 月 10 日 ・ 職員の綱紀粛正について (依命通知) 平成 29 年 11 月 24 日 <p>2 取組の成果</p> <p>継続的にコンプライアンスの日常化に取り組むことにより、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。 また、法律相談や法務研修等の取組は、利用者からのアンケート結果において、職員の能力向上や業務の質の向上に資するとの評価をいただくなど、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながっていると考えます。</p>
<p>平成 30 年度以降 (取組予定等)</p> <p>職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起に取り組んでいきます。 また、職員への意識付けの徹底のため、所属単位でのミーティング、所属長への対応状況の確認、再発防止に向けての全庁的な情報共有など、継続的な仕組みを設け、全職員が「コンプライアンスの日常化」に取り組んでいきます。 同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 金品亡失(損傷)については、平成28年度の報告件数は179件で、前年度の192件から13件減少しているが、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。(人事課)</p>
講じた措置
<p><u>平成29年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。 また、平成29年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成29年5月31日)</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議等)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。</p>
<p><u>平成30年度以降(取組予定等)</u></p> <p>物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成30年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成 28 年度の決算においては、建設地方債等の県債残高が減少し、実質公債費比率が 14.3%と前年度に比べて 0.1 ポイント低下したが、経常収支比率は 99.8%と前年度に比べて 1.9 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、平成 28 年度は公営企業会計から 55 億円の借入を行っている。また、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、平成 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成 29 年度～31 年度)の着実な実行により、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保などにより歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、義務的経費及び投資的経費の見直しなどにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。(財政課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 30 年度当初予算編成では、財政状況が極めて厳しい中、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、より一層の歳入確保に取り組むとともに、事務事業を徹底的に見直すなど歳出構造を見直しました。なお、県民生活への影響を最小限に抑えつつ、歳出を抑制するため、将来の県債償還に備えるための基金である県債管理基金への積立を見送ることとしました。</p> <p>また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 30 年度当初予算は、クラウドファンディングの活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災などの喫緊の対策、子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進などには予算を重点化する一方で、義務的経費及び投資的経費については前年度より減額となりました。なお、台風第 21 号・第 22 号による被害からの復旧・復興や道路施設などの維持管理などを着実に推進するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回る規模を確保しています。</p> <p>また、県債発行を抑制し、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 29 年度末(最終補正後)は、中期財政見通しで示した平成 29 年度末残高 7,943 億円を 58 億円下回る 7,885 億円、平成 30 年度末は、中期財政見通しで示した平成 30 年度末残高 7,814 億円を 106 億円下回る 7,708 億円となる見込みです。</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 30 年度以降も、引き続き「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくことで、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県税未収金対策の推進)</p> <p>(4) 平成 28 年度における県税の収入未済額は、約 36 億 6,315 万円であり、前年度に比べて約 3 億 3,296 万円減少しているが、依然として多額となっている。 特に、県税の収入未済のうち、個人県民税が 80.3% (前年度 82.5%) と、大きな割合を占めているので、引き続き、市町及び三重地方税管理回収機構との連携を更に強化し、税込確保に努められたい。 (税込確保課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行いました。</p> <p>③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。</p> <p>(2) 県税事務所における滞納整理</p> <p>① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行いました。</p> <p>② 高額滞納については税込確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 個人県民税対策【平成 30 年 2 月末現在】</p> <p>① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、昨年度より 0.4% 増加し、89.0% となりました。年間ベースで個人住民税約 5,000 万円、個人県民税約 2,000 万円の増収効果が見込まれます。</p> <p>② 機構の新たな取組については市町から約 2.1 億円の滞納事案を引き受け、約 2.6 億円を徴収しています。なお、市町における移管予告効果の約 1.3 億円を含む取組効果は約 3.9 億円となっています。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 188 人</p> <p>(2) 県税事務所における滞納整理【平成 30 年 2 月末現在】</p> <p>納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 83.9%、税額ベースで 82.8% となり、13 年連続で上昇し、件数・税額とも 80% 台に到達しています。</p> <p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 個人県民税対策 (2) 県税事務所における滞納整理 上記、(1)(2)の取組を引き続き進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (5) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ①【三重県の組織機構】 ・配布先及び配布部数が長期間固定されているため、配布先及び配布部数の定期的な見直しを行われたい。 (総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 各部局に「三重県の組織機構 平成 29 年度版」の残部数、昨年度以前の残部数及び配布先の必要性を検討したうえで平成 30 年度版の配布希望数を照会し、配布状況の現状把握を行いました。 また、現状把握をしたうえで、平成 30 年度版の配布計画の配布部数について調整を行いました。</p> <p>2 取組の成果 事前に各部の残部数と配布希望数を確認することで、残部数の削減や最新の希望数を踏まえた無駄の少ない配布計画を立てることができ、印刷部数の合計を 250 部削減しました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>配布先及び配布部数については、各部への照会を通じ、平成 30 年度以降も、引き続き、現状把握と見直しを行っていくこととし、残部数の削減や適切な配布に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可を行った際に、使用料算定で過大又は過少に算定した事例があった。また、過去に算定誤りで還付を行った際の還付加算金の付加が漏れていた事例があった。(管財課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成28年6月に県の内部検査により判明した行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定誤りの内容を分析したところ、他所属でも同様の算定誤りがある可能性が高いと判断して、全庁的な確認調査を行いました。</p> <p>その結果、全体で</p> <p>(1)算定誤りにより過大に徴収していた事例 40 施設 (還付相手方数のべ70 団体)</p> <p>(2)過去に還付を行った際に還付加算金の付加漏れがあった事例 4 施設 (支払相手方数のべ8 団体)</p> <p>(3)算定誤りにより過少に徴収していた事例 7 施設 (相手方数9 団体)</p> <p>があることが判明しました。</p> <p>調査結果を踏まえ、算定誤り(過大)分及び還付加算金の付加漏れ分については、平成28年11月18日に当該金額を還付し、支払いました。なお、還付に際して加算金が生じる場合は、加算金を付加したうえで支払いを行いました。算定誤り(過少)分については、相手方に十分説明を行い、理解を得たうえで納付をしていただきました。</p> <p>また、算定誤りの主な原因が、行政財産の目的外使用許可に伴う関係規定の解釈・運用誤りであったことから、今後同様の誤りが生じないように、算定方法の明確化や取扱いの明文化を図るなど取扱要領の見直しを行い、平成29年3月30日付けで関係部局に通知しました。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>使用料の算定誤りが生じないように算定方法や取扱いについて周知・徹底を図るなど、引き続き行政財産の目的外使用許可の適切な運用に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が平成 28 年度末現在 3,683,065,811 円あった。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所、津地域防災総合事務所)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 証紙を添付した納税証明書交付申請書について、納付額の記載誤りがあった。(桑名県税事務所)</p> <p>② 重加算金について、適切な滞納整理の取組を行うことなく不納欠損処分を行っていたものがあった。(鈴鹿県税事務所)</p> <p>③ 差押による現金の金融機関への収納処理が遅延していた。(伊賀県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①個人県民税対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ・三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行いました。 ・本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。 <p>②県税事務所における滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行いました。 ・高額滞納については税込確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。(税込確保課) <p>イ 収入事務</p> <p>①申請受付(窓口)担当者が、受付時に事務処理欄(証紙はり付け額)を確実に記載するとともに、証明書交付の決裁を受ける際に、証明内容、証明書の交付枚数、証紙の金額、証紙消印日及び事務処理欄の証紙はり付け額(納付額)、本人(代理人)確認方法等について、適正に記載し処理されていることを複数人でチェックすることとしました。(桑名県税事務所)</p> <p>②加算金、延滞金のみ滞納事案について、本税の滞納と同様に適切な滞納整理を実施できるよう滞納整理小票の管理方法の見直しを実施しました。また、電子データを活用して点検を実施し、同様の事案が無いことを確認しました。(鈴鹿県税事務所)</p> <p>③金融機関の営業時間外に受入したものについては、他の職員にも情報共有し、チェックを徹底することで、翌営業日に必ず収納処理が行われるよう手順を確認しました。(伊賀県税事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①個人県民税対策</p> <p>②県税事務所における滞納整理</p> <p>上記、①②の取組を引き続き進めます。(税込確保課)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>①引き続き、申請受付(窓口)時及び決裁時に複数の職員で確認を行うことでチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。(桑名県税事務所)</p> <p>②引き続き、滞納整理小票の適切な管理を行っていきます。また、電子データを活用した点検を定期的実施し、同様の事案が無いことを確認します。(鈴鹿県税事務所)</p> <p>③引き続き、複数の職員により確認を徹底することで、収納処理の遅延防止に努めていきます。(伊賀県税事務所)</p>

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が1件あった。 (財政課)
講じた措置
1 実施した取組内容 仕様書の内容について十分に検討を行うとともに、複数職員で根拠書類と確認するようチェック体制を強化しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 通勤手当の高速道路料金認定額に誤りがあった。 ② 通勤手当の認定額に誤りがあった。 (総務事務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (3)人件費 ①職員から申請のあった通勤手当を認定するにあたり、手当算出の中で有料道路料金の誤計算があったため、過少支給となったものです。当該事実を確認後、速やかに是正措置を行い、対象者に対し差額について追給処理を行うとともに、再度、通勤手当の算定方法について班内で周知徹底を図りました。 ②職員から申請のあった通勤手当を認定するにあたり、手当算出の中で誤計算があったため、手当額が過払いとなりました。当該事実を確認後、速やかに是正措置を行い、対象者に対し過払い額の戻入処理を行うとともに、再度、通勤手当の算定方法について班内で周知徹底を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） 各種手当の認定、事後確認などの審査業務を行う際に、認定基準の周知徹底を図るなど、引き続き、給与条例等に基づき適正な執行に努めます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。 (桑名県税事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 原因は担当職員の差引計算誤りによる出納簿への数字誤記載によるものです。(検算により在庫数と一致) 毎日の郵券証紙の在庫数量確認は、職員2人でダブルチェックを行うこととしました。 2 今後の方針(取組予定等) 郵券証紙の在庫数量確認は、複数の職員で行うことを徹底し、同様の誤りが発生しないよう努めます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 132,700 円）（松阪県税事務所）
講じた措置
1 実施した取組内容 所内の会議、ミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行い、再発防止に取り組みました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き所内の会議、ミーティング等の機会に職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故防止に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び福祉・介護人材の確保・養成)</p> <p>(1) 平成 28 年度の介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、前年度より 43 人増加の 639 人となっている。 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により、その整備定員数は増加しているが、目標値に達しておらず、入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。 引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。 また、平成 28 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 0.9 ポイント低下の 13.4% となっており、減少傾向が続いている。 良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(地域福祉課、長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、5 名のキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携強化協議会の開催などの取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 28 年度に選定した平成 29 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 30 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 福祉人材センターでの取組により、507 名(平成 30 年 3 月末)が福祉・介護職場に就職しました。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 介護保険事業支援計画に基づき、平成 29 年度は、特別養護老人ホーム 5 施設(300 床)の施設整備が行われ、また、平成 30 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 1 施設(20 床)の選定を行いました。(長寿介護課)</p>
<p>平成 30 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成 29 年度に実施した介護人材受給推計による需給ギャップもふまえながら、平成 30 年度はこれまでの取組に加えて、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援、介護フェアの開催を実施し、介護人材確保の取組を推進します。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。(長寿介護課)</p> <p>(3) 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者及び障がい者に対する虐待防止) (2) 高齢者及び障がい者に対する虐待が、家庭や福祉施設等において依然として発生しており、潜在化している虐待の存在も否定できないところである。 市町及び関係機関との連携による早期発見及び早期対応に努めるとともに、福祉施設等における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修会を実施し、高齢者及び障がい者に対する虐待の未然防止に努められたい。 (長寿介護課、障がい福祉課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 高齢者虐待の早期発見に向け、事例検討等の実践に即した研修を実施することで関係者の資質向上に努めるとともに、関係機関同士のネットワークの構築や、専門職である弁護士と社会福祉士で運営する「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」と協力し、虐待の対応に当たる市町等の支援を行いました。 また、「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」は、平成 27 年度より任意団体化したことで組織の強化が図られており、市町と直接契約できるようになったことで、より迅速で厚い支援が可能となっています。 高齢者虐待防止研修会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町、地域包括支援センター向け <ul style="list-style-type: none"> ・市町管理職・担当職員向け (1 日) ・現任者専門研修 (3 日) ・担当者交流会 (1 会場) 2. 事業所向け <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護普及啓発研修 (1 日) ・権利擁護推進員養成研修 (3 日) (長寿介護課) <p>(2) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得ました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。 専門家チーム会議 4 回開催 (8/21, 11/6, 12/6, 1/29) 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 共通講義 (1 日) 1/31 市町及び障害者虐待防止センター職員コース (1 日) 2/9 障害福祉サービス事業所管理者等コース (1 日) 3/1 (障がい福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 28 年度より、権利擁護普及啓発研修への参加を、有料老人ホームの施設長やサービス付き高齢者向け住宅の管理者等にも積極的に働きかけており、更なる施設関係者の資質向上を図ることができました。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とすることができました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。 (障がい福祉課)</p>
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u>
<p>(1) 引き続き、研修等の実施により関係者の資質向上を図り、関係機関同士の連携を密にすることで虐待の早期発見・防止に努め、専門職の協力により虐待の対応に当たる市町等を支援します。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。 (障がい福祉課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師確保対策の推進)</p> <p>(3) 県の人口 10 万人当たりの医師数は 207.3 人で全国平均を下回っており(第 36 位、平成 26 年 12 月末現在)、また、医師の地域偏在や診療科偏在も大きな課題となっている。 引き続き、医師修学資金の貸与等により、県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム(後期臨床研修プログラム)の活用を促すことなどにより、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれない。(地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。</p> <p>(2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うため、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の三重専門医研修プログラムの活用に向けたアプローチを修学資金貸与者等に対して実施しました。</p> <p>(3) 国において検討が進められている新たな専門医制度について、三重大学を中心に県内医療機関と連携しながら専門研修プログラムを作成しました。また、新専門医制度が地域偏在等を引き起こさないよう、三重県地域医療支援センターにキャリア形成支援専門部会を設置し、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県医師修学資金貸与制度について、面接等による選考のうえ募集人員である 55 名に貸与を行った結果、貸与者の累計(平成 30 年 3 月末現在)が 642 名となりました。</p> <p>(2) 新専門医研修の開始に向けて、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者 122 名に対し、三重専門医研修プログラムの活用を働きかけた結果、プログラム登録者の累計(平成 30 年 3 月末現在)は 78 名となりました。</p> <p>(3) 新専門医制度について、キャリア形成支援専門部会において、各専門研修プログラムが「国の指針に基づいて作成されているか」、「地域医療への配慮が行われているか」などを確認し、部会委員から意見があった事項を日本専門医機構等に報告しました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 三重県医師修学資金貸与制度について、前年同様の募集定員 55 名の新規貸与に向けて取り組み、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。</p> <p>(2) 新専門医研修について、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。</p> <p>(3) 平成 30 年度以降についても専攻医の募集開始前にキャリア形成支援専門部会を開催し、引き続き専門研修プログラムが地域医療への配慮が行われているかを確認していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (看護職員確保対策の推進)</p> <p>(4) 県内の看護職員数は増加傾向にあるが、人口 10 万人当たりの看護職員従事者数は全国平均を下回っている(平成 28 年 12 月末現在)。 引き続き、三重県ナースセンターでの就業あっせん等による看護職員の人材確保や、働きやすい職場環境づくりの支援等による看護職員の定着促進に取り組まれない。(地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 看護職員確保の取組として、平成26年度に「三重県看護職員確保対策検討会」を設置し、看護職員の「人材確保対策」や「定着促進対策」等の取組を進めています。</p> <p>(1) 「人材確保対策」として、看護師等修学資金貸付制度を活用し看護学生の県内就業の促進を図っています。三重県ナースセンターにおいては、平成27年10月から努力義務化された免許保持者による届出制度(とどけるん)を周知し、ナースセンターへの登録を促進するとともに、無料の就業斡旋や復職支援研修を実施し、再就業を促進しています。また、平成27年12月に設置した、三重県ナースセンター四日市サテライトでは、相談件数の増加に伴い人員を増員する等、相談体制の強化を図りました。さらに「看護の心普及事業」として、「一日看護体験」や「看護の出前授業」を行い、看護職員を目指す学生を増やす取組を行っています。</p> <p>(2) 「定着促進対策」として、三重県ナースセンターにおけるワークライフバランス事業や、病院内保育所への運営支援等を実施しています。また、平成26年度から設置された三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、平成27年度には「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 免許保持者による届出制度(とどけるん)届出数 1,329人(平成30年3月末)</p> <p>(2) 医療勤務環境改善のためのアドバイザー対応医療機関数 22件(平成30年3月末)</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>「三重県看護職員確保対策検討会」において、関係機関等と情報共有を図りながら、引き続き取組をすすめます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進)</p> <p>(5) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められている。また、県内における死因の第1位であるがんについては、その予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は概ね全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を大きく下回っている。</p> <p>このため、生活習慣病対策やがん検診受診率向上の取組などの健康づくり施策については、「健康寿命」や精密検査受診率が市町によって大きく異なっていることも踏まえ、地域の実情に応じ、市町と連携して実施されたい。 (健康づくり課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>市町および保健所の健康づくり担当者会議を開催し「三重県がん対策推進計画」「第3次三重県自殺対策行動計画」「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」「三重の健康づくり基本計画中間評価」について、各地域別の健康寿命のデータを提供し、取組について共有しました。また、個人へのインセンティブ提供をすることで個人が健康づくりに取り組むきっかけづくりをしている7市町へ出向き、情報収集、意見交換を行いました。これらの好事例を他市町と共有し、意見交換をする場を提供しました。</p> <p>また、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中学校におけるがん教育の実施や、先駆的な市町の受診率向上の取組を支援する「がん予防・早期発見推進モデル事業」による市町への支援、市町がん担当者会議において受診の意義の共有や受診率向上につながる好事例の紹介等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 好事例を共有したことにより、個人の健康づくりのきっかけとなる取組を次年度以降に予定している市町が増加し、取組が広がっています。(H29:10 市町→H30:15 市町予定)</p> <p>(2) 平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんのいずれの検診受診率も前年度と同程度を維持しており、特に乳がん検診受診率は 43.4%、子宮頸がん検診は 50.0%、大腸がん検診は 28.5%となっています。</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 各種がん検診における受診率および精密検査受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を実施します。また、県内市町との情報共有や、精密検査受診率向上に向けた働きかけを行うなどにより、受診率および精密検査受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。</p> <p>(2) 病気の予防や早期発見、正しい食習慣の定着や子どもの頃からの正しい生活習慣の習得ができるよう、関係機関と連携しながら生涯を通じた健康づくりを推進していきます。また、健康づくりの第一歩を踏み出すきっかけとして、運動や食事改善、健診受診など、住民が行う健康行動に対し、市町がポイントを付与し、一定のポイントが貯まると特典が得られる制度「インセンティブの提供」など、健康づくりの取組を継続させるための仕組みづくりを進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援)</p> <p>(6) 児童虐待相談対応件数は年々増加し平成 24 年度以降、5 年連続で 1,000 件を超える水準で推移し、28 年度は 1,310 件と過去最多となっていることから、市町、教育・母子保健分野や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。 また、平成 28 年度の児童福祉法の改正により、市町が身近な場所における支援業務を行うように明確に位置づけられたことから、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援等に努められたい。 (子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 《市町等との連携について》</p> <p>(1) 県では、5 月に市町児童福祉主管課長会議を開催し、改正児童福祉法の周知を図りました。また、児童虐待の未然防止や早期発見・対応が適切に行われるよう、市町の児童相談体制や対応についての現状把握を行い、必要に応じ、県児童相談センター（児童相談所含む）が市町を訪問して協議（定期協議）を行ってきており、平成 29 年度は 12 市町で実施し、市町の相談対応力の向上を支援しました。その中で、市町の体制や内部の連携を確認するとともに、特に母子保健分野との連携として、特定妊婦への対応等に関する情報交換を行いました。また、12 月以降に、市町の改善に向けた取組をフォローするため、10 市町を訪問し協議を行いました。さらに、市町の要請に基づいて、行政、教育、母子保健、医療等が集う要保護児童対策地域協議会（要対協）へのアドバイザー派遣やケースの進行管理に助言するスーパーバイザーの派遣を行いました。</p> <p>(2) 県児童相談センター（児童相談強化支援室）では、市町の児童福祉部門の担当職員のみならず、母子保健部門の担当職員も対象とした研修会を実施しました。 また、平成 28 年 5 月の改正母子保健法に基づく妊娠期から子育て期までの市町における切れ目ない支援を提供する拠点（「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター））整備にかかる情報交換会を開催するとともに、児童相談所管内ごとに、関係機関の連携による児童虐待対応のスキルアップを図るため、各教育委員会及び各警察署をも対象とした事例検討会を実施しました。 さらに、発達障がい児への対応の理解を深めるための研修会を実施しました。 ・平成 29 年 5 月 31 日市町児童相談主管課長会議・平成 29 年 10 月 5 日市町児童福祉担当職員情報交換会 ・平成 29 年 12 月 15・22 日、平成 30 年 1 月 25 日、2 月 9・23 日ブロック別事例検討会 ・平成 30 年 3 月 7 日市町児童福祉・母子保健担当者研修会</p> <p>(3) 県は、市町が全ての母子に対する支援として行っている妊娠届出時アンケートや乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等で把握されたケース支援について、医療機関や市町保健福祉部門及び県児童相談所等と情報共有を行いました。</p> <p>《医療機関との連携について》</p> <p>(1) 県内 10 病院が参加する三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡協議会を開催し、児童虐待に関する現状の情報共有や連携等の意見交換を実施しました。（平成 30 年 3 月 1 日）</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見・早期対応については、医療機関との連携が不可欠なため、県は医療従事者を対象に、虐待の兆候の把握と証拠保全、通告の必要性、放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける研修を県内の病院で実施しました。 ・平成 29 年 9 月 28 日～平成 30 年 2 月 1 日 9 病院で計 10 回実施</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町との定期協議や、主管課長会議、市町職員対象の研修会等を開催することにより、市町の児童相談対応力の強化に努めました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながっています。人事異動もあることから、市町の体制や児童相談対応力の強化については継続した支援が必要です。</p> <p>(2) 母子保健分野との連携については、市町母子保健分野の職員も対象とした児童虐待防止に関する研修会の実施により、共通の理解と連携の強化を図りました。</p> <p>(3) 医療機関との連携については、医療従事者を対象とした研修の実施により、児童相談所等への通告やその後の連携の必要性について理解を深めることができました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 各児童相談所におけるケース対応での市町との協働はもとより、定期協議や研修、専門家の派遣等により、市町の体制及び児童相談対応力の強化を図り、的確な児童虐待対応に努めます。</p> <p>(2) 引き続き人材育成や情報提供等を通して市町の母子保健体制の整備を支援していきます。</p> <p>(3) 医療機関との連携においても、病院との連絡協議会を開催し情報共有等の連携を図るとともに、医療従事者向けの研修会の普及に取り組み、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の構築と充実)</p> <p>(7) 平成 29 年 6 月に発達支援が必要な障がい児等に対する地域支援の拠点として三重県立子ども心身発達医療センターが開設された。</p> <p>今後、同センターにおいて、こころとからだの発達支援が必要な子どもに対する専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援が行われるとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上が図られるよう取り組まれない。</p> <p>また、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール(「CLMと個別の指導計画」)の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町や関係機関等と連携した、途切れのない子どもの発達支援体制の構築と充実(子育て支援課)に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付け、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進めながら県全体の総合力の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、県民力ビジョン第二次行動計画では、施策の活動指標として「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合を掲げ、取組を進めています。</p> <p>(2) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、センターのチームによる専門性の高い医療、療育の提供に取り組んでいます。</p> <p>(3) 隣接する三重病院とは、小児的な身体管理が必要な児童は三重病院、小児リハビリや児童精神科医療が必要な児童はセンターと、お互いの専門性を活かした医療を提供する取り組みを進めています。</p> <p>(4) 途切れのない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。</p> <p>(5) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、子ども心身発達医療センターにおいて市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。</p> <p>(6) 地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達支援にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めました。</p> <p>(2) 三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりに取り組みました。</p> <p>(3) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、個別市町への訪問等を行いました。</p> <p>(4) 平成 29 年度は、4 市町から 4 名の職員を受け入れ、アドバイザーとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。</p> <p>(5) 「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を、7 市町 24 園に訪問実施し、のべ 86 ケースに対応しました。当計画を導入している保育園、幼稚園の割合は 50%を超えました。</p> <p>(6) 平成 29 年 12 月 7 日に、子ども心身発達医療センターにおいてオープンカンファレンスを開催し、県内の小児科医や精神科医等との連携を進めました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況)</p> <p>(8) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 【動物の適正飼養にかかるリーフレット「犬を飼っているみなさんへ」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の適正飼養に関する啓発を目的として印刷物データを県ホームページに掲載していたが、改訂前の古いデータであったため、常に最新の情報を提供するように努められたい。(食品安全課) <p>② 【「介護のお仕事ってどんなかんじ？」中高生向けパンフレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉・介護の仕事の魅力をわかりやすくまとめた主に学生向けのPR資料であるが、紙媒体の配布のみであったため、ホームページへの掲載等、多様な広報手段について検討されたい。(地域福祉課)
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 指摘を受けて、ホームページに掲載していたデータを、更新するとともに、その他のデータについても確認を行いました。今後、リーフレット等の印刷物を作成する際は、ホームページに掲載しているデータについても更新するよう職員に周知しました。(食品安全課)</p> <p>② 平成 28 年度に作成した、福祉・介護の仕事の魅力PRパンフレットについては、中高生に配布するとともに、三重県福祉人材センターのホームページに掲載しました。平成 29 年度についても、作成したパンフレットをホームページに掲載し、広く閲覧できるようにします。(地域福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① その他のデータについては、最新版であることを確認しました。今後も、ホームページ上のデータについて、最新のものを掲載するよう職員に周知するとともに、印刷物発注時等に、担当職員に確認することを徹底していきます。(食品安全課)</p> <p>② 作成したパンフレットをホームページ上に掲載することで、誰でも閲覧が可能となり、福祉・介護の仕事の魅力について広くPRできました。(地域福祉課)</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>① 引き続き、職員に注意喚起し、データ更新の徹底を図ります。(食品安全課)</p> <p>② 平成 30 年度についても、引き続き中高生等に福祉・介護の仕事の魅力を発信できるよう、わかりやすい内容のパンフレットを作成し、多様な広報手段で周知を図ります。(地域福祉課)</p>

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 送付した研修修了証書について、記載内容の一部に誤りがあった。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 開催要件を満たしていない状況で三重県精神医療審査会の会議を開催していた。(こころの健康センター)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 決裁時に送付するもののコピーの添付を行い副担当がチェックを行い、また文書発出前に複数人にてチェックを行うなど、チェック体制の強化をし、確認を徹底するようにしています。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 開催要件を満たしていなかった審査会の回の審査を改めて行ったところ、全ての案件について審査結果は同じでした。また、法律分野の予備委員を1名選定しました。 (こころの健康センター)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>(1) 今後も、複数人によるチェック体制により、確認を徹底するようにします。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 正しい法令解釈、関係法令の順守を徹底します。委員の欠席により開催要件を欠くことのないよう、事前の出席確認を徹底し、また、委員の急な欠席に対応するため、予備委員の選定、活用に努めます。 (こころの健康センター)</p>

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が平成 28 年度末現在 607,054,010 円あった。 (地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (地域福祉課、障がい福祉課、子育て支援課)</p> <p>③ 督促状を発付していないものがあった。 (地域福祉課)</p> <p>④ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (障がい福祉課)</p> <p>⑤ 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。 (障がい福祉課)</p> <p>⑥ 催告及び債務者の実態把握が行われていないものがあった。 (障がい福祉課)</p> <p>⑦ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (紀北福祉事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>①②⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度に作成した健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、収納促進に取り組みました。 ・部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表しました。 ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告および自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 ・未収債権管理事務嘱託員を本庁に 3 名配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。 ・地域機関を含めた部内の未収金担当者会議を開催し、加えて、法曹有資格職員の協力を得て債権管理・回収に関する研修会を実施しました。 ・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。 <p>③④⑤⑦</p> <p>未収金が発生した場合は、健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、期日までに適切な納期限を定めて督促状を発付するよう徹底しました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「健康福祉部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 ・健康福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 ・未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。 ・未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 ・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(健康福祉総務課)</p> <p>② 財務会計システムの証紙実績報告処理において、証紙消印日を誤って登録したものがあった。(長寿介護課)</p> <p>③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(桑名保健所)</p> <p>④ 診療報酬の算定誤りにより、歳入戻出を3件行っていた。(子ども心身発達医療センター)</p> <p>⑤ 証明書の交付に係る手数料について、証明書を交付する時ではなく、交付後に納付させていた。(こころの健康センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①③ 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう徹底しました。(健康福祉総務課、桑名保健所)</p> <p>② 適正な証紙消印日で処理を行うよう徹底しました。(長寿介護課)</p> <p>④ 診療報酬の算定にかかる研修を実施することで、関係者の資質向上に努めました。(子ども心身発達医療センター)</p> <p>⑤ 今後は適切な事務処理を行うよう、課内で確認しました。(こころの健康センター)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①②③ 引き続き、適切な事務処理に努めます。(健康福祉総務課、長寿介護課、桑名保健所)</p> <p>④ 今後も定期的に研修を実施し、適正な事務処理に努めます。(子ども心身発達医療センター)</p> <p>⑤ 適切な事務処理についての確認や徹底を行う他、会計職員研修等に参加し事務の習熟に努める等、意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。また、複数職員での確認や決裁過程でのチェック強化等の体制を維持し、適切な事務処理に努めます。(こころの健康センター)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>①【働きやすい職場づくり研修会業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の記載に誤りがあった。 ・支払いが遅延していた。 <p style="text-align: right;">(健康福祉総務課)</p> <p>②【狂犬病予防動物愛護管理推進業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 <p style="text-align: right;">(食品安全課)</p> <p>③【医薬品情報サービス事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 <p style="text-align: right;">(薬務感染症対策課)</p> <p>④【三重県地域生活定着支援事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p> <p>⑤【介護支援専門員資質向上研修事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p> <p>⑥【支援従事者人材育成委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者の書面での報告がなされていなかった。 <p style="text-align: right;">(尾鷲保健所)</p> <p>⑦【里親制度の普及・啓発に関するDVD制作業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計規則の条項を誤って適用し、契約保証金を免除していた。 ・履行確認書が作成・交付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p> <p>⑧【庁舎清掃・植栽管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約準備行為における入札公告において、「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 ・契約書の契約期間及び契約締結日が誤っていた。 <p style="text-align: right;">(女性相談所)</p> <p>⑨【学生健康診断業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 ・契約書に定めた業務完了報告書が提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(公衆衛生学院)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 支払時期等、担当者及び関係者に注意喚起を行い、確認を徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉総務課)</p> <p>② 契約に必要な出納局事前検査、契約準備行為等の事務処理について改めて確認を行い、課内で徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(食品安全課)</p> <p>③ 契約準備行為における事務処理において、記載漏れが無いよう、班内の複数の職員でチェックを行うとともに、経理班に事前に相談するなどして、チェック体制の強化に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(薬務感染症対策課)</p> <p>④ 出納局事前検査の実施漏れがないよう、チェックリストにより確認を徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p> <p>⑤ 契約準備行為における事務処理において、記載漏れが無いよう、経理班に事前に相談するなどして、チェック体制の強化に努め、適正な事務処理が図られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書で定められたとおり個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告を受理し、適正な事務処理を図りました。 <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p> <p>⑥ 出納局事前検査の対象であるか、事業担当者及び経理担当者双方に注意喚起を行い、確認を徹底しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書を見直し、必要な提出書類について再確認を行いました。 <p style="text-align: right;">(尾鷲保健所)</p> <p>⑦ 所属内で情報共有し、会計規則を確認したうえで事務処理経過の課題を検証し、再発防止について協議しました。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p> <p>⑧ 会計事務処理について、複数の職員によるチェック体制を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(女性相談所)</p> <p>⑨ 毎年度締結している業務委託契約であることから、個人情報の適正管理について記載し、業務完了時には業務完了報告書を提出するよう徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(公衆衛生学院)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>①②④⑤⑥⑨引き続き、適切な事務処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉総務課、食品安全課、地域福祉課、長寿介護課、尾鷲保健所、公衆衛生学院)</p> <p>③ 引き続き、班内の職員への周知や経理班に相談を行うことで、適切な事務処理実施に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(薬務感染症対策課)</p> <p>⑦ 事業担当課と経理担当課が事前に情報共有、連携協力して事務処理における留意点の認識を深め、決裁ルートを変更してチェックの強化に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p> <p>⑧ 複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(女性相談所)</p>

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>① 【福祉活動指導員設置費補助金】 ・履行確認の記載漏れがあった。 (地域福祉課)</p> <p>② 【県南地域医療確保推進事業補助金】 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 (地域医療推進課)</p> <p>③ 【低年齢児保育充実事業費補助金】 ・補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (子育て支援課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 支出負担行為時に支出負担行為書に付箋を貼付し、履行確認時に記入するよう注意喚起を促し、履行確認記載漏れを防ぐようにしました。 (地域福祉課)</p> <p>② 県南地域医療確保推進事業補助金交付要綱において定めている暴力団等不当介入時における対応について、交付決定通知書に記載するよう改めるとともに、健康福祉総務課への合議をすることとしました。 (地域医療推進課)</p> <p>③ 事務処理状況について再確認し、補助金交付要領に定めた手続きに則って適正な事務処理を行うよう努めました。 (子育て支援課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 上記改善策を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。 (地域福祉課)</p> <p>② 引き続き、適正な事務処理について周知徹底を図るなど再発防止に努めていきます。 (地域医療推進課)</p> <p>③ 補助事業等状況報告書の提出を求め、引き続き適正な事務処理に努めます。 (子育て支援課)</p>

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>① 【結核研究所研修】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (伊勢保健所)</p> <p>② 【全国歯科衛生士教育協議会平成 28 年度総会、第 7 回日本歯科衛生教育学会総会等】 ・用務時間等が復命書に記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (公衆衛生学院)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するように全職員に対し注意喚起しました。 (伊勢保健所)</p> <p>② 復命書への記載内容を周知するとともに紙回覧した文書を総合文書管理システムに登録するよう徹底しました。 (公衆衛生学院)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、速やかに文書による復命処理を行い適正な事務処理に努めます。 (伊勢保健所)</p> <p>② 復命書の記載不備、総合文書管理システムへの登録漏れが無いよう適切な事務処理に努めます。 (公衆衛生学院)</p>

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 15 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。(健康福祉総務課、食品安全課、医務国保課、子育て支援課、津保健所、児童相談センター、松阪食肉衛生検査所、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>事務処理誤りによる入札中止案件は、物件等で主に仕様書誤り及びシステムへの入力ミスによるものです。本庁においては、事業実施伺いの健康福祉総務課経理班への合議段階で、電子調達チェックリストを活用し、仕様書及びシステム入力内容の確認を行うとともに、関係職員に対し、入札中止未然防止に向けた注意喚起を行いました。</p> <p>地域機関を含め部内各所属の取組として、仕様書作成については、所属内での複数職員による確認に加え、会計職員研修等に参加し事務の習熟に努める等の取組により適正な仕様書作成に努めました。</p> <p>なお、システムへの入力ミスについては、案件登録時に、画面ハードコピー等を活用し複数職員によるダブルチェックの徹底等に努めました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>引き続き、複数職員によるチェック体制の強化や、本庁においては健康福祉総務課経理班の確認等により、適切な入札事務に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ その他の支出事務</p> <p>① 委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (熊野保健所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組み、不適切な事案をなくすよう努めました。 (熊野保健所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (熊野保健所)</p>

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (子ども心身発達医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 契約条項の確認不足が原因であったことから、契約内容を担当職員に周知するとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。 (子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 物品の管理</p> <p>① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (健康づくり課)</p> <p>② 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。 (尾鷲保健所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 既に廃棄処分を行っていた備品について、物品管理台帳から削除する処理を失念していたため、指摘後速やかに物品管理台帳から削除するとともに、他の物品についても確認を行い、現存する備品と物品管理台帳との整合を図りました。 (健康づくり課)</p> <p>② 毎日の出納簿記載の際のチェックを徹底しました。 (尾鷲保健所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 備品を廃棄した際には、物品管理台帳から削除することを失念しないよう課内で徹底するなど、適正な備品管理に努めます。 (健康づくり課)</p> <p>② 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (尾鷲保健所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 金品亡失（損傷）</p> <p>① 公用車の損傷（修理代 312,292 円） （健康づくり課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 交通事故防止について課内で情報共有を行うとともに、積極的に交通安全研修の受講等を行いました。 （健康づくり課）</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き課内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行うとともに、交通安全研修等の積極的な受講を図ります。 （健康づくり課）</p>

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 50%、相手 50%) (物損額：県 250,189 円、相手 131,485 円) (食品安全課)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 225,760 円) (伊勢保健所)</p> <p>③ 物損事故 (物損額：県 221,813 円) (北勢福祉事務所)</p> <p>④ 物損事故 (物損額：県 201,441 円) (北勢福祉事務所)</p> <p>⑤ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 237,900 円) (紀北福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 事故防止を図るため、課内職員に注意喚起を行うとともに、出張時に声掛けを行い職員の意識向上を図りました。(食品安全課)</p> <p>② 当該事案について事務所内で共有し、公用車等の運行に伴う事故防止や金品の適正な保管、使用、管理について徹底し、注意喚起を行いました。(伊勢保健所)</p> <p>③④・当該職員を含む全職員に、運転時の注意を徹底するよう指導を行うとともに注意喚起を行いました。 ・庁舎内や県庁で行われている交通安全運転研修への参加を働きかけるとともに、定期的に課長会議等を通じて所内の職員に対して安全運転の徹底を指導しています。(北勢福祉事務所)</p> <p>⑤ 事故(平成 29 年 2 月 10 日)直後の朝の打合せにおいて、所長から職員全員に安全運転の徹底を指示し、その後も定期的に職員に注意喚起を行いました。該当職員に対しては、平成 29 年 2 月 13 日に所属長から口頭で嚴重注意しました。(紀北福祉事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>① 引き続き、交通事故防止の徹底を図ります。(食品安全課)</p> <p>② 安全運転意識や財産の適正管理意識の高揚を図るため、引き続き機会あるごとに職員への注意喚起を行います。(伊勢保健所)</p> <p>③④・今までより慎重に、緊張感をもって運転業務に携わるよう、また、長距離運転の際は、漫然運転にならないよう、職員には休息を十分取るよう指導します。 ・狭小地などでは、後方確認などを十分行うこと等により、事故の再発防止に努めます。(北勢福祉事務所)</p> <p>⑤ 職員へ定期的に交通安全にかかる注意喚起を行います。(紀北福祉事務所)</p>

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (障がい福祉課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していたため、平成29年6月21日に提出を行いました。 また、金品の亡失、損傷があった場合は、速やかに金品亡失（損傷）報告書の提出を行うことを職員に周知徹底しました。 (障がい福祉課) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、金品の取扱いについて職員に注意喚起を行うとともに、金品の亡失、損傷があった場合は、速やかに金品亡失（損傷）報告書の提出を行います。 (障がい福祉課)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進)</p> <p>(1) 平成 28 年の交通事故死者数は、前年を上回る 100 人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は前年と同数の 52 人となり、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 28 年度の目標値を達成していない。</p> <p>また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約 5 割となっている。このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。（くらし・交通安全課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者の優先」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>また、年間の交通事故死者数は前年より減少していたものの、特に交通事故死者数が急増した 8 月、11 月、12 月に、県内主要箇所において、緊急街頭啓発を実施しました。</p> <p>(2) 地域の高齢者等に対し、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するため、県内各地の指定自動車教習所等において交通安全シルバーリーダー育成研修を実施しました。(9 回実施、144 人受講)</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、運転シミュレーターや各種診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。(3 月末現在：施設利用者 53,393 人、指導者養成・資質向上講座受講者 1,839 人)</p> <p>また、平成 28 年度に試行実施したパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを市町等との連携により本格実施しました。(12 月末現在：21 回 261 人受講)</p> <p>(4) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体的能力の衰えを自覚してもらい、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを募集し、県ホームページに掲載し公表しました。(3 月末現在：33 事業者等)（くらし・交通安全課）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 29 年中の交通事故死者数は、86 人で、統計が残る昭和 29 年以降過去最少となりました。しかし、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 29 年度の目標値 70 人以下を達成できませんでした。またこのうち、高齢者は 37 人で前年比で 15 人減少しましたが、活動指標である 35 人以下を達成できませんでした。</p> <p>なお、交通事故死傷者数については、7,199 人で、活動指標の 8,600 人以下を達成しました。</p> <p>(2) 四季の交通安全運動や交通安全シルバーリーダーによる各地域での交通安全啓発活動及び三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の実施により、交通事故死傷者数を減少させることができ、10 年ぶりに全交通事故死者数に占める高齢者の割合も 5 割未満となりました。（くらし・交通安全課）</p>
<p>平成 30 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、引き続き関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の交通事故防止など、平成 29 年中の交通死亡事故の特徴をふまえて交通事故防止の取組を進めていきます。</p> <p>(2) 地域の高齢者等に対して、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、その活動を支援するため関係機関や団体との連絡会議を開催し、活動に必要な知識や情報提供を行います。</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を行います。</p> <p>また、高齢者には、加齢による身体的機能の低下等について自覚してもらい、運転免許証の自主返納につなげていきます。</p> <p>(4) 運転免許証の自主返納者等に対する民間事業者等の各種サービスを募集・公表し、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。（くらし・交通安全課）</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等の未然防止と早期是正)</p> <p>(2) 新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数は減少傾向にあったが、平成 25 年度以降は再び増加に転じている。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成 28 年度末現在で約 41 億円に上り、今後も更なる増加が見込まれる。</p> <p>こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう電子マネフェストや優良認定処理業者の活用促進に取り組まれない。</p> <p>また、不法投棄の早期発見に努め、確認した不法投棄は早期に是正させるよう取り組まれない。 (廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員による通常の監視・指導業務に加え、民間警備会社に委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、間隙のない監視活動を行うとともに、近隣県市（岐阜県、滋賀県、和歌山県等）とは合同で産廃運搬車両の合同路上検査を実施し、県境をまたぐ不適正処理の未然防止を図りました。また、平成 29 年 11 月からは、事業者への指導をさらに実効あるものとするため、無人航空機ドローンによる廃棄物の測量等を導入しました。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。不法投棄等の早期発見を行うため、通報制度の広報を行うとともに、民間企業等と締結する「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」については新たに 2 事業者と締結し、協定締結事業者は 21 団体（12 事業者・9 森林組合）になりました。</p> <p>これらの不法投棄等については、行為者を特定したうえで撤去指導等を行うとともに、許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処しています。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マネフェストの活用を進めています。また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を作るため、優良認定処理業者の育成を進めています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通報制度の広報として、街頭啓発活動、FM放送等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は、92 件となり、過去 3 年間の通報件数（平成 26 年度 72 件、平成 27 年度 50 件、平成 28 年度 67 件）を大幅に上回っています。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました（なお、発見された不法投棄件数は、平成 27 年度 31 件、平成 28 年度 41 件）。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、事業停止 14 件（うち地域機関等 2 件）、許可取消 3 件（うち地域機関等 1 件）、処理施設使用停止 12 施設（うち地域機関等 12 施設）の行政処分を行いました。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 電子マネフェスト活用率は、平成 27 年度実績より 6.0 ポイント増加し、55.5%となりました。（平成 28 年度実績※）※電子マネフェスト活用率の把握には、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1 年後となります。</p> <p>優良認定処理業者の認定件数については、平成 29 年度当初より 5 件増加し、317 件となりました。（H30. 2. 28 現在）</p> <p>なお、本県の優良認定処理業者の認定件数は、全国の都道府県の中でも多い状況にあります。 (廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。</p> <p>さらに、無人航空機ドローンによる廃棄物の測量結果等は、事業者への指導、改善命令の発出などに活用し、事業者への指導をさらに実効あるものとします。</p> <p>不法投棄防止等に関する広報については、引き続き県民に対して通報を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めていきます。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マネフェストの活用や優良認定処理業者の育成を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。 (廃棄物・リサイクル課)</p>

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) ホームページに掲載した産業廃棄物処理実績報告書未提出者リストの一部に誤りがあった。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(2) ホームページに掲載した産業廃棄物税条例第8条第2項に規定する再生施設の一覧の一部に誤りがあった。 (廃棄物・リサイクル課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ・契約当初に受託業者に提供する全体の名簿に代表者名が追加されるようシステム改修を行いました。 ・ホームページ掲載前に当課で管理している産業廃棄物情報（環境総合情報システム）とのチェックを複数の職員で行いました。 ・平成29年度の受託業者には、代表者名が記載された全体の名簿を提供しました。（廃棄物・リサイクル課）</p> <p>(2) 事務取扱要領を改正し、再生施設の認定を行った各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室は、廃棄物・リサイクル課と情報を共有できるフォルダに認定通知書の写しを保管し、再生施設一覧を作成する際に認定施設の確認を相互で行えるようにしました。また、ホームページ掲載前に廃棄物・リサイクル課から各環境室へ公文書で再度確認依頼を行い、各環境室においても複数の職員で確認するようにしました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き受託業者から提出された未提出者リストについては、当課で管理している産業廃棄物情報（環境総合情報システム）とのチェックを複数の職員で行うことで適正な事務処理に努めます。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(2) 複数の職員によるチェック及び改正した事務取扱要領に基づき適正な事務処理に努めます。 (廃棄物・リサイクル課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が平成28年度末現在4,070,634,883円あり、前年度と比べて1,332,121,907円増加していた。 (人権課、ダイバーシティ社会推進課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (人権課、廃棄物・リサイクル課)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 現金納付された博物館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (総合博物館)</p> <p>② 現金納付された美術館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (美術館)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>①・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、専修学校又は各種学校入校者補助金返還金については、収入未済額全額(35,000円)が納付されました。妊産婦出産費補助金返還金については、10,000円が納付されました。(残額20,000円(平成30年3月30日現在)) (人権課)</p> <p>・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、平成26年度に徴収停止の措置を実施済みです。債権の回収に必要な手続はできない状態ですので、債権管理自己検査実施時に、徴収停止事由に該当しているか再確認を行いました。 (ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>・電話や訪問を何度も行い支払いを求めてきた結果、平成28年10月21日に毎月5,000円を分納により支払うことの誓約書を新たに取り付けることができました。平成28年度の目標は達成できませんでしたが、平成28年10月分以降は、分納誓約書のとおり毎月5,000円を滞りなく回収することができました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>・産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により行政代執行による対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、平成29年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、原因者との面談を行い、生活状況の把握、納付額の妥当性について、確認するとともに、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>②・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、10,000円が納付されました。(残額20,000円(平成30年3月30日現在)) (人権課)</p> <p>・電話や訪問を何度も行い支払いを求めてきた結果、平成28年10月21日に毎月5,000円を分納により支払うことの誓約書を新たに取り付けることができました。平成28年度の目標は達成できませんでしたが、平成28年10月分以降は、分納誓約書のとおり毎月5,000円を滞りなく回収することができました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>イ①② 観覧料の金融機関への収納処理について、担当者が不在でも入金処理が出来るよう複数の職員により収納事務を分担するなど、事務の改善を図りました。 (総合博物館、美術館)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア①②</p> <p>・妊産婦出産費補助金返還金について、引き続き債務者宅への訪問や文書等による催告を行い、納付を促していくことにより収入未済額の減少に努め、計画目標を達成することができるよう取り組んでいきます。 (人権課)</p> <p>・徴収停止措置を採った日から3年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、徴収停止事由に該当しているか再確認した後、債権放棄を行う予定です。 (ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>・原因者である法人は平成27年1月20日に解散し、将来その事業を再開する見込みがなく、支払い能力がない状態が継続していますが、今後も、新たな誓約書に基づき納付指導を行い、確実に納付させることにより回収を行っていきます。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能な資産の差し押さえに努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産状況を勘案しつつ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>イ①② 引き続き、複数の職員により金融機関への収納処理を分担するなど、収納処理の遅延防止に努めていきます。 (総合博物館、美術館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>①【平成28年度ダイオキシン類（水質・底質等）環境調査委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 (大気・水環境課) <p>②【平成28年度高度地域循環圏形成実態調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局事前検査を受けていなかった。 ・執行何等に随意契約の根拠規定が記載されていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) <p>③【三重県立図書館施設管理委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 (図書館) <p>イ 補助金</p> <p>①【日本私立学校振興・共済事業団補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認の記載漏れがあった。 (私学課) <p>②【三重県留学生等支援事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認の記載漏れがあった。 (ダイバーシティ社会推進課) <p>ウ 旅費</p> <p>①【県史編さん用務（資料調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (文化振興課) <p>エ 物品等購入</p> <p>①納品書に記載されている納品日と実際の納品日が異なっていた。 (大気・水環境課)</p> <p>オ 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>①事務処理誤りにより入札を中止した事案が6件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。 (環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、総合博物館)</p> <p>カ その他の支出事務</p> <p>① 郵券証紙類について、平成28年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。 (人権センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>① 適正に契約事務を執行するため、複数の職員による関係書類の確認を徹底しました。 (大気・水環境課)</p> <p>② 所属職員に対して事例を共有するとともに、再発防止のための周知を行いました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>③ 記載漏れの暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する事項については、契約者双方で別途協議において確認するとともに、契約関係書類に不備がないよう職員に周知徹底し適正な会計事務に努めました。 (図書館)</p> <p>イ</p> <p>① 今後履行確認の記載漏れのないように複数人で確認をするるとともに、制度の趣旨を十分に理解することに努めました。 (私学課)</p> <p>② 履行確認について、必要な事項を確認するとともに、周知を図りました。 (ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>ウ</p> <p>① 復命書の一部において用務時間等の記載に適切さを欠いていたことから、関係規程に基づき、復命書に記載すべき事項を周知徹底するとともに、供覧時に複数職員による確認を行いました。 (文化振興課)</p> <p>エ</p> <p>① 適正に契約事務を執行するため、複数の職員による関係書類の確認を徹底しました。 (大気・水環境課)</p> <p>オ</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札情報サービスシステムによる回答の公開を期限までに行わなかったため入札中止となったことから、システム操作チェックリストによる確認を行うこととし、再発防止に努めました。 (環境生活総務課) ・最低制限価格の設定に係る事務処理上の錯誤によって入札中止となったことから、制度改定等について最新情報の把握に努めながら、複数の職員により最低制限価格の確認を行いました。 (文化振興課) ・印刷物の発注にあたり、規格が存在しないことが判明したことに伴う入札中止であったため、発注前にカタログでの確認に加え、2者以上の業者に確認するなど、再発防止に努めました。 (くらし・交通安全課) ・啓発物品の入札にあたり、角がとがった製品で応札される可能性もあったことから安全性に配慮しての中止であったため、仕様書記載事項で、どこまで拡大解釈して入札されるかを十分検討し、基準品を設定する等して再発防止に努めました。 (くらし・交通安全課) ・仕様書などの入札公告書類について、複数の職員により確認を行うことを徹底し、事務処理誤りによる入札中止がないよう努めました。 (総合博物館)

カ

- ① 郵券証紙を購入する際、過去の実績等から年間使用見込枚数を見積り、適正数量を購入するよう徹底しました。(人権センター)

2 今後の方針（取組予定等）

ア

- ① 複数の職員による関係書類の十分な確認により、適切な事務処理に努めています。(大気・水環境課)
- ② 引き続き、再発防止に取組みます。(廃棄物・リサイクル課)
- ③ 引き続き、会計規則を順守し適正な事務処理に努めます。(図書館)

イ

- ① 上記の取組により、適正な事務処理を行なうことに努めます。(私学課)
- ② 履行確認について、同様の事案が再度発生しないよう、点検の強化及び職員に周知・徹底を図ります。(ダイバーシティ社会推進課)

ウ

- ① 引き続き、復命書への必要事項の記載を徹底するとともに、複数職員による確認を行います。(文化振興課)

エ

- ① 複数の職員による関係書類の十分な確認により、適切な事務処理に努めています。(大気・水環境課)

オ

- ① 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。(環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、総合博物館)

カ

- ① 今後も使用見込枚数の見積りには十分注意し、在庫枚数を適正に管理するよう努めます。(人権センター)

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 貸付を行っている普通財産について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていないものがあった。 （文化振興課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容 ア ① 整理されていなかった工作物についても、公有財産使用許可（貸付）台帳に記載しました。 （文化振興課）</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） ア ① 引き続き、適正に公有財産使用許可（貸付）台帳を整理します。 （文化振興課）</p>

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ①物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 20,000 円、相手 107,373 円）（環境生活総務課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容 全職員に対して、交通事故の防止及び安全運転の励行について再度徹底を行いました。また、組織目標として「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」への積極的参加に取り組み、交通安全意識の高揚に努めています。 （環境生活総務課）</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、交通事故防止についての注意喚起を行い、安全運転についての意識高揚を図っていきます。 （環境生活総務課）</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進)</p> <p>(1) 地籍調査は、「国土調査法」に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため実施されているが、平成 28 年度末の進捗率は、全国平均の 52.0%と比較して 9.4%と、低い値になっている。また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」においても、平成 28 年度における年間実施面積の目標値が 12 ㎥であるのに対し、実績値が 4.8 ㎥と、目標未達成となっている。</p> <p>地籍調査への着手が遅延するほど、土地境界の調査に必要となる人証や物証が失われ、調査が困難になるとともに、土地の有効活用の促進や、懸念される大規模災害の迅速な復旧にも支障をきたすおそれがあることなどから、市町が計画的、効率的に実施できるよう、関係部局と連携し、地籍調査事業の促進に努められたい。 (水資源・地域プロジェクト課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 地籍調査の推進に向けて、実施主体である市町に対して、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や地籍調査に係る監督業務の民間委託の活用について情報提供を行いました。また、休止市町の幹部職員を訪問して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の早期再開を要請しました。さらに国に対して、南海トラフ地震の被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や、国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や三重県国土調査推進協議会等を通じた要望活動を実施しました。</p> <p>② 地籍調査や国直轄事業は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模災害の事前の防災対策となることから、休止市町を含めた海岸を有する市町に向けて事業の実施を働きかけました。また、平成 28 年度に国が新設した「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を土砂災害等の事前の防災対策として市町が推進していくよう、県土整備部と連携した取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 市町に対して、事業費補助や助言・指導を行い、地籍調査を推進しました。国に対して要望活動した結果、国の社会資本整備円滑化地籍整備事業予算、また国直轄事業についても追加配分を受けました。</p> <p>② 津波浸水想定区域においては、15 市町が地籍調査に取り組みました。また、国直轄事業は海岸を有する 2 市において実施されています。さらに、土砂災害等の事前の防災対策としての「社会資本整備円滑化地籍整備事業」に 10 市町が取り組み、追加配分により 1 市が取り組んでいます。</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>① 市町への助言・指導を行い、市町と連携して地籍調査を推進していきます。また、休止市町の幹部職員に対して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の再開を要請していきます。国に対しては、引き続き、予算や制度拡充に向けた要望活動を行っていきます。</p> <p>② 津波被害からの円滑な復旧・復興が可能となる地籍調査の事業計画の立案や、地籍調査を防災計画へ位置付けるなど、市町の新たな取組が生まれてきていることから、このような取組が他の市町に広がっていくよう助言・指導し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進してまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (移住の促進)</p> <p>(2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口の社会減対策に係る取組の一つとして、総合的な移住の促進を図ることとしている。</p> <p>これまで、首都圏では、移住相談センターを開設するとともに、関西圏・中京圏では、随時、移住相談デスクを実施したことなどにより、平成28年度の移住相談件数は前年度の750件から1,137件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は前年度の124人から205人に、それぞれ増加している。</p> <p>このため、引き続き、移住の促進のための情報発信を行うとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、それぞれに対応ができるよう関係部局、市町、関係民間団体と連携し、移住の促進に努められたい。 (地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成29年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成29年度は、課長級の「移住促進監」を配置するとともに「移住促進庁内連携関係課長会議」を新たに設置し体制を強化しました。関係部局や、市町とも緊密に連携しながら、より一層、移住希望者の相談にきめ細かく対応を行いました。</p> <p>② 首都圏の移住相談センターを中心に、関西圏、中京圏で実施する移住相談デスクや市町参加型テーマ別移住セミナーなどを通じて、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かく対応する体制を充実させました。</p> <p>ア 首都圏における相談体制 移住相談センターにおいて、引き続き移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の3名体制で対応しました。移住全般の相談には常駐の移住相談アドバイザーが対応し、必要に応じて就職相談アドバイザーや県職員が同席して対応しました。また、市町参加型テーマ別移住セミナー等も実施しました。</p> <p>イ 関西圏における移住相談体制 情報発信拠点を設置している「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）において、毎月第2土曜日に移住相談デスクを実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナー等を実施しました。</p> <p>ウ 中京圏における移住相談体制 平成28年9月に株式会社モンベルと締結した「連携と協力に関する包括協定」に基づき、栄にある「モンベル名古屋店」において毎月原則第3土曜日に「移住相談デスク」を実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナーを新たに実施しました。</p> <p>③ 全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページなどインターネットを使った情報発信を行いました。また、「一歩先の移住～三重で実現するあなたらしいライフスタイル！～」をコンセプトに県単独のプロモーションを新たに展開しました。さらに、県民会議を開催するなど県民一体となった移住促進の気運情勢を図りました。</p> <p>④ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、「ええとこやんか三重 県と市町の移住促進検討会議」を引き続き設置し、県や市町の取組についての情報共有や課題の検討、担当者向けの研修等を実施し、市町と連携して移住促進の取組の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取組を実施したところ、平成30年1月末時点（平成29年4月1日から平成30年1月31日の間）における県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、214名でした。</p> <p>※ 前年同期 163名 ※ 平成28年度合計 205名</p>
<p><u>平成30年度以降（取組予定等）</u></p> <p>① 市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継（担い手）など、多様な就労情報を掘り起こすと同時に、大都市圏においてプロモーションを展開することなどにより、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。また、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出する現地訪問への誘導を強化します。</p> <p>② 多様な就労情報の掘り起こしやワークもライフも充実した「暮らし方」の発信について、その効果的な方法や課題を県・市町が相互に情報共有し、検討する機会を設けます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化)</p> <p>(3) 南部地域においては、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下等が顕著で、人口流出及び少子高齢化が進行している。</p> <p>このため、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、仕事の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を、関係部局、市町及び関係団体等と十分な情報共有・連携を図り、強力に推進された。</p> <p>特に、東紀州地域においては、情報発信の強化、魅力的なイベントの企画・開催等の各種取組を実施することによって、地域内への来訪者数の増加を図るとともに、地域産品のブラッシュアップ等による高付加価値化を図ること等により観光消費額の増加に取り組まれた。 (南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 市町の連携による若者の働く場の確保、定住の促進など地域の特性を生かしたさまざまな取組を南部地域活性化基金等により支援しました。また、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」において、基金等を活用した連携事業の検討や情報共有を行いました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(2) 交流人口の拡大等を図るため、ふるさと納税のガイドブック作成や首都圏で P R イベントを実施するとともに、バイク旅促進の取組を行い、ツーリングガイド作成やバイク旅フェスティバルを実施しました。また、若者の地域への愛着を育むため、高校生を対象に地域人材育成事業を実施しました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(3) 東紀州地域への来訪促進や周遊性等の向上を図るため、熊野古道や東紀州地域を周遊するスマホを活用したスタンプラリーの開催や人気プロガーが熊野古道伊勢路を踏破する様子の情報発信、モデルコースの提案を行うとともに、初めて外国人講師による外国人向け熊野古道セミナー等を開催しました。また、熊野古道センターや紀南中核的交流施設において東紀州地域の魅力を発信する企画等を実施しました。 (東紀州振興課)</p> <p>(4) 東紀州地域振興公社では、6 次産業化を推進するため、地域産品のブラッシュアップや販路開拓などを支援し、魅力向上や高付加価値化に取り組まれました。また、東紀州地域が一体となった観光地域づくりを進めるため、海外向けの情報発信や台湾へのセールス、観光人材の育成等を支援しました。 (東紀州振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町のさまざまな枠組みによる主体的な連携が進むとともに、平成 30 年度に向けて南部地域 13 市町の企画担当者と議論を重ねた結果、2 件の新規事業が生まれました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(2) 交流人口の拡大等を図るため、ふるさと納税のガイドブックを東海 4 県の郵便局に 21,000 部設置するとともに、東京、大阪、大府で P R イベントを実施し、288 件、約 300 万円 (前年度比 30%増) の寄付につながりました。都市部の方を対象に「南部まるごとサポーター」(133 名) の制度を創設しました。10 月にはバイク旅フェスティバル (来場者 3,700 名、前年度比 23%増) を開催しました。また、地域人材育成事業を実施した高校生においては、取組前と比べて住んでいる地域に関心が持ったという回答が 96% (前年度比 7%増) となるなど地域への関心を高める契機となっています。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(3) 都市部での熊野古道セミナー (参加者 156 名)、外国人向けセミナー (参加者 36 名) の開催や、スタンプラリー (7,183 件 (前年度比 39%増)) の実施を通じて、東紀州地域への来訪促進等を図りました。</p> <p>また、熊野古道センター (114,739 人、前年度比 5%減)、紀南中核的交流施設 (宿泊者数 18,346 人、前年度比 5%増) において東紀州地域の魅力を発信しました。 (東紀州振興課)</p> <p>(4) 東紀州地域振興公社において、販路開拓等に取り組んだ結果、新たに東京、名古屋の百貨店等の店舗での販売や首都圏 30 店舗でのフェア開催等新規開拓につながりました。また、台湾へのセールス等に取り組んだ結果、台湾旅行会社等のファムトリップ 3 回の実施につながりました。 (東紀州振興課)</p> <p>平成 30 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 市町が連携した、働く場の確保及び定住の促進に向けた取組に対し、引き続き基金等を活用して支援を行います。また、協議会等で市町担当者と定期的・計画的に議論を重ね、市町連携による地域が主体となった取組を一層促進していきます。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(2) 交流人口の拡大を図るためバイク旅促進の取組に加え、南部地域の豊かな自然をいかしたアウトドアスポーツの魅力を発信する取組を実施します。また、新たに南部地域の小規模事業者等を対象としたインターシップを実施することで U・I ターン就職を促し、移住・定住の促進を図ります。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>(3) 熊野古道世界遺産登録 15 周年に向けて、市町や関係団体等と連携して、子どもや若者等による古道の保全活動体験など、熊野古道の価値を次世代に伝える取組を行います。また、伊勢路ナビやスマホ向けスタンプラリーなど、周遊性等を高める取組を進めていきます。あわせて、熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用することで、国内外から東紀州地域への来訪を一層促進します。 (東紀州振興課)</p> <p>(4) 東紀州地域振興公社では、宿泊施設や観光施設等に外国人アドバイザーを派遣し、インバウンド受入環境の充実を図るとともに、観光地域づくりを担う人材の育成を支援します。また、地域産品の高付加価値化や販路拡大に向けて、バイヤー招聘やテストマーケティング等の取組を支援します。さらに宿泊施設等のサービスのブラッシュアップや地域資源を生かした体験メニューの造成など、観光サービスの高付加価値化を図る取組を支援し、来訪者の満足度の向上と来訪促進をめざします。 (東紀州振興課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況)</p> <p>(4) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。</p> <p>①【熊野古道伊勢路パンフレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域の魅力を発信し、誘客を促進する目的で作成されたが、便石山(びんしやま)、花の窟(はなのいわや)等、パンフレット利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名が付いていなかったため、受け手を十分意識した広報に努められたい。(東紀州振興課)
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① パンフレット等の印刷物を作成する際には利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名を徹底するなど、利用者にとってより分かりやすいものとするよう、様々な機会を利用し関係者と情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 印刷物については、平成 29 年度から増刷するものは読み仮名を付けることとしました。</p>
<p><u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>① 今後、パンフレット等の印刷物やホームページ等を作成する際には利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名を徹底するなど、利用者にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。</p>

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (四日市地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 現金扱いが発生し、かつ、当日中に金融機関への収納処理ができない場合には、担当以外にもその事実を共有し、課全体で遅延防止が図れるようにしました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 上記処置を徹底します。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 28 年度リニア中央新幹線建設促進広告看板掲出委託業務】 ・契約保証金の免除に係る決裁の添付書類等が不十分であった。 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・履行確認書が作成・交付されていなかった。 (交通政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>① 【平成 28 年度地域交通体系整備費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請の取下げ期限が定められていなかった。 ・ 補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 (交通政策課)
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 指摘があった事項について補助金要綱の改正を行い、是正しました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 旅費	
① 【新年度の業務引継ぎ】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(地域連携総務課)
② 【全国自治体政策研究交流会議・自治体学会】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(四日市地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 今後は、総合文書管理システムにより復命書を供覧するようにしました。	(地域連携総務課)
② 復命書の供覧については事後登録ではなく、システムによる決裁処理を行うようにしました。	(四日市地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(地域連携総務課)
② 上記処置を徹底します。	(四日市地域防災総合事務所)

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あった。 (スポーツ推進課、四日市地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告内容について、複数の職員で確認する等チェック体制を強化し、再発防止に努めました。 (スポーツ推進課) ・公開前に、システム登録内容を印刷出力し、再度チェックを行うようにしました。 (四日市地域防災総合事務所) ・複数の職員による入力時や案件の公開前の確認を徹底し、チェック体制を強化し、再発防止に努めました。 (松阪地域防災総合事務所) ・「電子調達システムチェックリスト」を使用し、3人以上の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化に努めました。 (伊賀地域防災総合事務所) ・全ての登録内容の確認を複数の職員で行うなど、適正な事務処理を行うためのチェック体制を更に強化しました。 (南勢志摩地域活性化局) <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の職員による確認等を徹底し、入札中止がないように一層適正な事務処理に努めていきます。 (スポーツ推進課) ・上記処置を徹底します。 (四日市地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員でチェックするなど、よりいっそう適正な事務処理に努めていきます。 (松阪地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員でチェックするなど、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努めていきます。 (南勢志摩地域活性化局)

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 特殊勤務実績簿に登録された特殊勤務従事日が、実際に従事した日と異なっていた。 (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 特殊勤務に従事した後に作成する業務報告書の決裁と併せて特殊勤務手当の承認を行うよう改めました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 再び不適切な事務処理が発生しないよう、チェック体制を充実させ適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理 ① 公有財産の異動報告が遅延していた。 (水資源・地域プロジェクト課)</p> <p>イ 物品の管理 ① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (水資源・地域プロジェクト課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア ① 遅延していた平成 28 年度の異動報告については、平成 29 年度当初に遅延している事実を発見後、速やかに実施しました。</p> <p>イ ① 備品台帳と現物を確認し、年数が経ち現物がないものについては、廃棄手続きを行いました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>ア ① 今後は、公有財産に係る報告等について、関係規則等を確認し、漏れのないよう適切に遂行していきます。</p> <p>イ ① 定期的に備品台帳と現物との突合を図るなど、備品の適正管理を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 0 円、相手 173,200 円) (紀北地域活性化局)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 該当職員に対して、所属長から嚴重注意を行うとともに、所属職員に対して、交通安全意識と危機意識の向上について注意喚起を行いました。 また、8月22日開催の紀北地域に勤務する職員を対象とした交通安全研修に所属職員を受講させ、交通事故遺族から直接、交通事故の悲惨さや命の大切さについて学ぶことにより、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上と販路拡大)</p> <p>(1) 昨年開催された伊勢志摩サミットでは、首脳会議や配偶者プログラムにおける食事はもとより、ワーキングテーブルなどに数多くの県産農林水産物が使用され、その魅力が世界に向けて発信された。 今後は、伊勢志摩サミットで高まった知名度や評価を生かしながら、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでの利活用や海外展開なども視野に入れ、県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の更なる向上、販路拡大に注力されたい。 (農林水産総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成29年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の向上、販路拡大に向けて、ベースとなる生産体制・生産基盤の整備や担い手の確保・育成などの取組に加え、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準である国際水準GAP等の認証取得促進や情報発信力の高い都市圏の高級ホテル等をターゲットにしたプロモーション、海外市場における販路拡大等に重点的に取り組みました。 具体的には、国際水準GAP等の認証取得に向けて、平成29年7月にキックオフとなる「三重県GAP推進大会」を開催し、県をあげて取得にチャレンジしていくことを宣言するとともに、県内各地で生産者や営農指導員等を対象にした研修会を66回開催し、延べ3,200名を超える方に参加いただきました。 県産農林水産物のプロモーションについては、マーケティング調査に基づいた県職員による営業活動やプロモーションツールを活用したPR、ホテルのシェフ等の県内産地への招へいなど、食材ごとのエピソード等を丁寧に紹介して、フェアで使用する食材を提案しました。 海外市場における販路拡大については、アジア経済圏や米国などをターゲットにして、県産ブランド牛肉や水産物、果樹、伊勢茶、県産材などの輸出力を強化するとともに、アジア各国に残る牛肉の輸入規制の緩和・撤廃を国に提言しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成29年度は、新たに取得指導を行うGAPリーダー指導員32名、GAPの啓発や助言を行うGAP指導員78名を育成するとともに、7事業者が国際水準GAPを取得しました。 平成31年度末の目標値である、県内のGAPリーダー指導員50名(平成29年度末実績34名)、GAP指導員190名(平成29年度末実績129名)、国際水準GAPの取得76件(平成29年度末実績29件)の達成に向けて進展しました。 プロモーションについては、東京、大阪、名古屋の大都市圏の6つの高級ホテルにおいて、延べ167品目にのぼる県産食材を使用いただく形での三重県フェアが、それぞれ約一ヶ月以上の長期にわたり開催されました。 海外市場への販路拡大については、ベトナム、香港での三重県フェアに向け、みえ黒毛和牛が初輸出されるとともに、牛肉輸出解禁に向けた二国間協議が進展し、台湾、マレーシアへの日本産牛肉の輸出が可能となりました。また、韓国の見本市へ木材製品が初出展されたほか、タイ王国に向けて、果樹では柑橘や柿が、水産物では水産練り製品が商業輸出されました。</p>
<p>平成30年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、東京オリンピック・パラリンピックでの県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組を加速させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの食材供給を担うケータリング事業者やマスコミに向けたレセプションの開催など戦略的なプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出、輸出に挑戦する産地の取組支援などに注力していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (獣害対策の推進)</p> <p>(2) 獣害による平成 27 年度の農林水産被害金額は、20 年度以降最低の被害額となり、これまでの取組成果は現れている一方で、集落の代表者に行ったアンケート調査によると被害が「甚大」又は「大きい」と回答する集落数は減少していない状況にある。</p> <p>このため、引き続き、取組成果を地域に実感してもらえよう、集落ぐるみで獣害に取り組む「体制づくり」とともに、追い払いや侵入防止柵等の整備を行う「被害対策」、適正な捕獲を行う「生息管理」、みえジビエの普及拡大等による「獣肉の利活用」に市町や関係団体等と連携し取り組まれない。</p> <p>(フードイノベーション課、獣害対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 集落ぐるみの獣害対策を進めるため、集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答する集落を主な対象として、関係市町と連携しながら 67 集落を選定し、研修会等の開催により獣害対策に取り組む体制づくりを進めました。また、地域の獣害対策を担う指導者を育成するため、これまでの基礎研修に加え、より実践的な研修内容を含む高度化研修を実施しました。さらに、獣害対策に取り組む機運の醸成を図るため、「獣害につよい三重づくりフォーラム」を開催するとともに、優良な獣害対策活動を実践する集落等の表彰を行いました。</p> <p>(2) 被害防止の取組として、地域獣害対策協議会が取り組む捕獲活動への支援を行うとともに、市町が進める侵入防止柵の整備を支援しました。</p> <p>(3) 第二種特定鳥獣管理計画に基づいたニホンザルの計画的な個体数調整を進めるため、2 市 1 町が地域実施計画を策定しました。また、同計画に基づいたニホンジカの県による計画的な捕獲を実施しました。さらに、狩猟者確保のため、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催するとともに、狩猟免許試験を 3 回実施し 274 名が免許を取得しました。また、狩猟免許更新講習を 14 回実施しました。</p> <p>(4) 「みえジビエ」のさらなる普及拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者により立ち上げた「みえジビエ推進協議会」の活動として、平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の 3 ヶ月間、69 の飲食店、量販店等の店舗で「みえジビエフェア」を開催しました。また、三重県と C o C o 老番屋とのコラボ企画の第 6 弾として、みえジビエ（シカ肉）の入ったコロッケを使用した「シカコロ三種（さんしゅ）カレー」を商品化し、「みえジビエフェア」とあわせて提供しました。さらに、「みえジビエ」登録事業者の拡大を図るため、展示会（「東海四県 J A グループ 食と農の大商談会 2017」、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」）等の機会を通じて、登録制度の紹介を行いました。</p> <p>捕獲現場と解体処理、食肉製造等の民間事業者が連携した「みえジビエ」のさらなる高品質かつ安定的な供給体制の構築に向けた検討を行いました。</p> <p>(フードイノベーション課、獣害対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以下のような取組成果等により、農林水産業被害金額は 4 億 6 千万円となり、平成 29 年度目標を達成しました。</p> <p>(1) これまで進めてきた集落ぐるみの獣害対策の取組により、獣害対策に取り組む集落数は 542 となり平成 29 年度目標を達成しました。</p> <p>(2) 農地を獣害から守る野生獣の侵入防止柵は、累計で 2,115km が整備されており、また、有害獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）は 37,890 頭が捕獲されました。</p> <p>(3) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく県によるニホンジカの捕獲については、3 市を範囲とする地域を対象に実施し、目標とした 920 頭の捕獲を達成しました。</p> <p>(4) 獣肉の利活用については、「みえジビエフェア」の開催により、「みえジビエ」の認知度向上、取組拡大につながることができました。その結果、「みえジビエ」登録事業者は、計 106 施設（平成 30 年 3 月末現在）となり、新たに 5 施設拡大しました。</p> <p>(フードイノベーション課、獣害対策課)</p>
<p>平成 30 年度以降（取組予定等）</p> <p>農業被害金額は減少傾向にあるものの「被害が大きい集落の割合」は目標値を達成できていない状況であり、今後、この割合を低減するため、引き続き、農業被害が大きい集落の状況を分析し、重点的な取組を進めます。また、集落ぐるみの取組を進める体制づくりへの支援、集落周辺における加害獣の捕獲の推進など、市町が策定している被害防止計画の達成に向けた取組を市町と連携して進めてまいります。</p> <p>獣肉の利活用については、引き続き、「みえジビエ推進協議会」とともに、消費者や実需者への「みえジビエ」の取組に関する情報発信などの PR を行うとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用し、新たな商品開発をはじめ、登録事業者である飲食店・量販店等のさまざまな店舗が連携した「みえジビエフェア」や量販店等での販促活動を実施し、「みえジビエ」のさらなる認知度向上や販路拡大を図ります。</p> <p>また、高品質で安定的な供給が可能な三重県独自の「みえジビエ」供給体制の構築に向け、市町や登録事業者等と連携して取り組みます。</p> <p>(フードイノベーション課、獣害対策課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 会員向け電子メールに個人情報記載されたファイルを誤って添付し、個人情報が漏えいした。 (フードイノベーション課)</p> <p>(2) 県内の事業者情報（19社の借入金額等）を他の事業者（13社）に誤送信した。 (四日市農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 今後、誤って個人情報記載されたファイルを送付することがないように、個人情報を含む電子ファイルのファイル名に共通の記号を付与するとともに、個人情報を含むファイルとそれ以外のファイルを別々のフォルダで管理するなど、情報管理の再徹底を図りました。</p> <p>さらに、会員向け電子メールには極力電子ファイルを添付しないように配慮することや、やむを得ずファイルを添付する場合には、送信前に送信者が添付ファイルを開いて内容に誤りがないか確認するとともに、送信前には必ず、送信者以外の者に仮送信し内容の確認を受けるなど、課内ルールの再徹底を図り、誤送信の再発防止に努めました。 (フードイノベーション課)</p> <p>(2) 所内各室で緊急ミーティングを開催し、発生原因等の情報共有を図るとともに、個人情報や事業者情報等の電子ファイルの適正な取り扱いや「インターネットメールを送信する際の四日市農林事務所ルール」に基づく「メール誤送信防止のためのチェックリスト」の活用等、職員にルール遵守及びチェックリストによる確認の徹底を行いました。 (四日市農林事務所)</p> <p>(3) 事案発覚後、直ちに臨時課長会議を開催し、事案の周知と注意喚起を行うとともに、再発防止対策として、個人情報・事業者情報を含む電子ファイルの管理及びインターネットメールを送信する際のチェックの徹底を図りました。</p> <p>なお、全ての所属で「情報資産管理簿」の整備や個人情報を含む新規作成ファイルの一斉点検を行いました。</p> <p>また、全所属で本事案をテーマにコンプライアンスミーティングを行うほか、農林水産部情報セキュリティ対策研修を開催しました。</p> <p>さらに、部内の全所属長あてに「不適切な事務処理の防止について（部長通知）」を發出し、期末面談等の機会を利用して、より一層の注意喚起と再発防止の徹底を指示しました。 (農林水産総務課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も誤送信することがないように、課内会議等の機会を通じて定期的に課内ルールの再確認と徹底を図ることと、職員の意識向上に努めます。 (フードイノベーション課)</p> <p>(2) 引き続き、「職員のためのセキュリティ5ヶ条」、「インターネットメールシステム運用ルール」等の遵守を徹底するとともに、各室ミーティング等において上記の取組がなされているか定期的に確認し、所内室長会議で情報共有しながら、適正な事務処理を進めていきます。 (四日市農林事務所)</p> <p>(3) 部内定例会議や所属内ミーティング等の機会に注意喚起と再発防止を徹底します。</p> <p>また、事務処理ミス防止・チェック機能向上のため、チェック計画の整備や見直し、定期面談を活用した進捗管理、マニュアルや手引き、チェックリスト等の見直しを行います。 (農林水産総務課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が平成 28 年度末現在 85,826,179 円あった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所、北勢家畜保健衛生所)</p> <p>② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (担い手支援課、獣害対策課、水産資源・経営課)</p> <p>③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (担い手支援課)</p> <p>④ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (北勢家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～②</p> <p>a 貸付金等</p> <p>経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。</p> <p>(a) 農業改良資金貸付金及び違約金 催告回数 54 回 (訪問・面談：18 回、電話：33 回、書面：3 回) 取組の結果、年度当初の未収金約 3,036 万円 (20 件) のうち平成 30 年 3 月末現在、2,655,000 円を回収しました。 (担い手支援課)</p> <p>(b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 訪問の結果、転居の事実を確認し、転居先住所の把握に努めていますが、債務者が住基法に基づく手続を行っておらず、新たな住所の把握には至っていません。 催告回数 12 回 (訪問：4 回 (うち面談 1 回)、電話：4 回、書面：4 回) 取組の結果、年度当初の未収額約 284 万円 (2 件) のうち、55,000 円 (1 件) を回収しました。 (担い手支援課)</p> <p>(c) 林業・木材産業改善資金貸付金 催告回数 18 回 (訪問・面談：7 回、電話：4 回、書面：7 回) 取組の結果、年度当初の未収金約 2,121 万円のうち、5,590,000 円を回収しました。 (森林・林業経営課)</p> <p>(d) 沿岸漁業改善資金貸付金 催告回数 27 回 (訪問・面談：3 回、電話：15 回、書面：9 回) 取組の結果、年度当初の未収金約 2,571 万円 (14 件) のうち、582,000 円を回収しました。 (水産資源・経営課)</p> <p>b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等</p> <p>生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。 催告回数 13 回 (訪問・面談 4 回、電話 9 回) 取組の結果、年度当初の未収金約 545 万円 (47 件) のうち、123,117 円を回収しました。 (農産物安全・流通課)</p> <p>c 鳥獣保護員報酬誤払い</p> <p>相続財産管理人に連絡を取り (平成 29 年 5 月・9 月、平成 30 年 1 月・3 月)、財産処分状況の進捗について確認を行いました。 (四日市農林事務所、獣害対策課)</p> <p>d 弁償金</p> <p>公用車事故の弁償金について、当初は相手方車両の加入保険会社と交渉していましたが、交渉途中から、相手方車両の免責契約により相手方勤務先の雇用主と県が直接交渉することとなったため交渉に時間を要したとともに、雇用主の支払意志が乏しかったことから未納となりましたが、平成 29 年 5 月 25 日に全額回収しました。 催告回数 53 回 (訪問：1 回、電話：50 回、書面：2 回) (北勢家畜保健衛生所)</p> <p>※意見②の債権処理計画の目標未達成については、a (b)、a (d)、c が対象となります。</p> <p>③ 督促状の発付遅延は、債権管理マニュアルにおいて履行期限 (納期限) 経過後 20 日以内に発付すべきところ、納期限経過 10 日後に未納であることを確認後、本人等への電話による催促は試みたものの、書面での督促については事務処理が遅れ、納期限経過 25 日後に発付したものです。 指摘を受けて以降は、三重県債権管理マニュアルに基づき、納期限経過後 20 日以内の督促状発付を行うとともに、本人等への電話連絡を行い、納入を促しています。 (担い手支援課)</p>

④ 債権管理マニュアルにおいて履行期限（納期限）経過後 20 日以内に督促状発付すべきところ、相手方の納付予定日が納期限経過 22 日後であったため、再三の電話交渉等により確実な納付を依頼したうえで納付予定日まで確認を行いました。その結果、未納であったため、翌開庁日となる納期限経過 25 日後に督促状を発付したものです。その後、平成 29 年 5 月 25 日に全額回収しました。（北勢家畜保健衛生所）

2 今後の方針（取組予定等）

①② 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。
（担い手支援課、農産物安全・流通課、獣害対策課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所）

③④ 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めていきます。
（担い手支援課、北勢家畜保健衛生所）

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (伊賀農林事務所)</p> <p>② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (熊野農林事務所)</p> <p>③ 現金納付された生産物売払代金の金融機関への収納処理が遅延していた。 (農業研究所)</p> <p>④ 現金納付された生産物売払代金の金融機関への収納処理が遅延していた。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 受入れた現金を当日中に金融機関へ収納出来なかったものについては、課内で情報共有し翌営業日での収納処理の徹底を図りました。 (伊賀農林事務所)</p> <p>② 受入れた現金はすべて金融機関への収納専用の袋に入れたうえで金庫に保管することとし、速やかな収納処理を徹底することで、以後の収納漏れ防止に努めました。 (熊野農林事務所)</p> <p>③ 現金で受入れた生産物売払代金を当日中に金融機関へ収納出来なかった場合には、所属の金庫に保管し翌日に金融機関への収納を行うこととしていますが、職員間の連携不備等により遅延が発生したことから、改めて引き継ぎ及び複数職員によるチェック等の徹底を図りました。 (農業研究所)</p> <p>④ 担当職員の休暇などによる他の職員との連携不備が原因であったため、課内で発生要因の情報共有を行い、収納処理について複数職員によるチェック等を徹底しました。 (農業大学校)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～④ 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀農林事務所、熊野農林事務所、農業研究所、農業大学校)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【庁舎機械警備業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。 (南勢家畜保健衛生所) <p>② 【農産加工品・販売力強化講座業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 (農業大学校)
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 実施責任者の報告については、契約の際に報告様式を添付することにより、提出を促すこととしました。 (南勢家畜保健衛生所)</p> <p>② 委託業務の契約時には、事案を精査し、受託者に求める個人情報保護措置を明確にするとともに、個人情報の適正管理に関する記載の徹底を図りました。 (農業大学校)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>①② 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (南勢家畜保健衛生所、農業大学校)</p>

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅費 ① 【平成 28 年度農業者研修教育施設指導職員新任者研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (農業大学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 総合文書管理システムへの件名登録を失念していたことから、所内会議において、各職員に登録漏れのないよう周知徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が23件あった。このうち、開札後に中止したものが2件あった。 (漁業環境課、桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所、林業研究所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>a 仕様書等の記載内容の誤り等が原因であったことから、公告前には仕様内容等を十分確認するとともに、複数職員によるチェックを徹底するなど、再発防止に努めました。 (漁業環境課、桑名農政事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所)</p> <p>b 違算が原因であったことから、複数職員による確認などチェック体制を強化しました。 (四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p> <p>c 地域要件設定誤りが原因であったことから、今後は調達説明書や仕様書の内容を一層確認のうえ公告を行うこととしました。 (津農林水産事務所、林業研究所)</p> <p>d 予定価格調書の誤記により入札を中止したことから、作成者は予定価格調書の封入前に、各項目について誤りがないか、一層厳格に確認を行うこととしました。 (松阪農林事務所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めていきます。 (漁業環境課、桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所、林業研究所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ その他の支出事務</p> <p>① 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所)</p> <p>② 委託料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 支出命令書の取消もれが原因であったことから、以後、チェック体制の強化を図るため、三重県出納局発行の審査チェックリストにより、チェック項目・チェックポイントの再確認を行い、再発防止に向けて、担当者全員の意識向上を図りました。 (水産研究所)</p> <p>② 支出状況の確認を十分行わなかったことが原因であったことから、所属内で発生要因について情報共有を行い、各職員に確認の励行を周知徹底するとともに、支出関係書類において複数職員によるチェックを徹底しました。 (農業大学校)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①② 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (水産研究所、農業大学校)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 従事した業務内容に対して、誤った特殊勤務手当が支給されていた。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>学生に大型農耕作業車の運行指導を行った業務について、本来、「危険作業手当」(大型農耕作業車の運転業務)とするところを誤って「訓練指導手当」で事務処理していたことから、所内会議において、各職員に手当の内容を十分確認して事務処理を行うよう注意喚起しました。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。 (水産基盤整備課)</p> <p>② 特別高圧送電線鉄塔敷地の目的外使用許可において、使用料の算定に誤りがあった。 (農業研究所)</p> <p>③ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (農業研究所)</p> <p>④ 貸付を行っている行政財産について、公有財産使用許可(貸付)台帳に整理されていないものがあった。 (農業大学校)</p> <p>⑤ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告について関係職員間で情報共有をし、複数職員で台帳の確認を行うなど、再発防止のためチェックを徹底しました。 (水産基盤整備課)</p> <p>② 目的外使用許可等の使用料の算定方法について改めて確認を行うとともに、複数職員によるチェック等を徹底しました。 (農業研究所)</p> <p>③⑤ 契約期間満了の通知について遅延が発生しないよう関係職員間で情報共有を行い、複数職員による事務処理のチェックを徹底しました。 (農業研究所、農業大学校)</p> <p>④ 公有財産使用許可(貸付)台帳を作成・整理し、複数職員によるチェックを徹底しました。 (農業大学校)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①～⑤ 引き続き、再発防止に向けて上記の取組により、適正な事務処理を行っていきます。 (水産基盤整備課、農業研究所、農業大学校)</p>

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品の管理 ① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (農業研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 本件について、直ちに処分手続きを行いました。また、再発防止に向け、処分が必要な物品が生じた場合には、所属内での情報共有、処分の起案及び決裁後の手続きを速やかに行うことを徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、再発防止に向け取組を継続するとともに、職員間で情報共有を図り、より適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 681 筆、98,767.97 m²ある。 (桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 29 年度に策定した未登記解消の指針となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき、平成 29 年 6 月に関係農林（農政、農林水産）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにヒアリングを行い、事務所の意見を尊重しながら処理を進めやすいように未登記案件の処理優先順位を決定しました。そのヒアリングで優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じて境界測量や相続人調査を行うなど、未登記解消を進めました。</p> <p>また平成 29 年 10 月～11 月には第 2 回ヒアリングを実施して進捗状況を確認するとともに、平成 30 年度に解消可能な案件の選定を協議しました。</p> <p>平成 30 年 2 月 9 日には、用地課長・担当会議を開催して情報共有を図るとともに、引続き 5 ヶ年計画に基づき処理を進めるよう周知を図りました。</p> <p>平成 29 年度は、28 筆の未登記を解消しました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>現在まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、引続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故（負担割合：未定）（物損額：県 160,204 円、相手方 不明）（みどり共生推進課）</p> <p>② 物損事故（負担割合：県 75%、相手 25%）（物損額：県 0 円、相手 1,170,000 円）（津農林水産事務所）</p> <p>③ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 181,980 円、相手 43,724 円）（伊勢農林水産事務所）</p> <p>④ 物損事故（負担割合：県 90%、相手 10%）（物損額：県 572,580 円、相手 769,314 円）（熊野農林事務所）</p> <p>⑤ 物損事故（負担割合：県 90%、相手 10%）（物損額：県 0 円、相手 178,000 円）（農業研究所）</p> <p>⑥ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 287,204 円）（水産研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 当該職員に対しては、厳重注意を行い、農林水産部主催の「交通安全研修」に積極的に参加させ交通安全教育を徹底するとともに、全職員に対しても、一層の安全運転を心がけ、気を引き締めて業務に取り組むよう注意喚起を行いました。（みどり共生推進課）</p> <p>② 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を行いました。</p> <p>また、津地域防災総合事務所主催の「津地域職員交通安全研修」及び「交通安全研修センターにおける津地域職員交通安全研修」に積極的に参加させ交通安全教育を徹底するとともに、職員相互に交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」に 7 チーム 21 名が参加するなどの取組も行い、職員の交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故の防止に努めました。（津農林水産事務所）</p> <p>③ 当該職員及び上司に対して厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、南勢志摩地域活性化局主催の「交通安全講習会」及び農林水産部主催の「交通安全研修」へ積極的に参加させ、交通安全意識を高め交通事故防止に努めました。（伊勢農林水産事務所）</p> <p>④ 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通事故防止及び金品の適正管理について注意喚起を行いました。（熊野農林事務所）</p> <p>⑤ 当該職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、所内会議等の機会を活用して、全職員に交通安全への取組と県有財産の適正管理の徹底を図りました。</p> <p>また、松阪地域防災総合事務所主催の交通安全研修会や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加等を通して、職員の交通安全意識の高揚を図りました。（農業研究所）</p> <p>⑥ 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、水産研究所において、交通安全研修を平成 28 年度に 2 回実施しました。内容は平成 28 年 6 月に外部講師を依頼し「交差点での事故防止」を題材に研修を実施し、また同年 8 月に、ヒヤリハット事例による交通事故防止のグループ討議を実施し、水産研究所職員の交通事故防止・安全運転意識向上に努めました。（水産研究所）</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>①～⑥ 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めていきます。（みどり共生推進課、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、熊野農林事務所、農業研究所、水産研究所）</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 事故発生報告書の提出が遅延していた。 (水産基盤整備課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事故発生報告書の提出が遅延することのないよう、課内で情報を共有し、事故が発生した際は速やかに提出するよう全職員に周知徹底しました。また再発防止のため、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>引き続き、再発防止に向けて複数職員での確認とチェックを徹底し、適正な事務処理を行っていきます。</p>